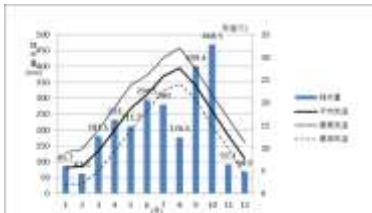
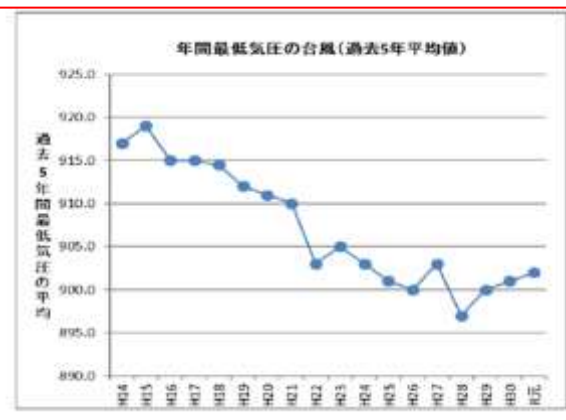
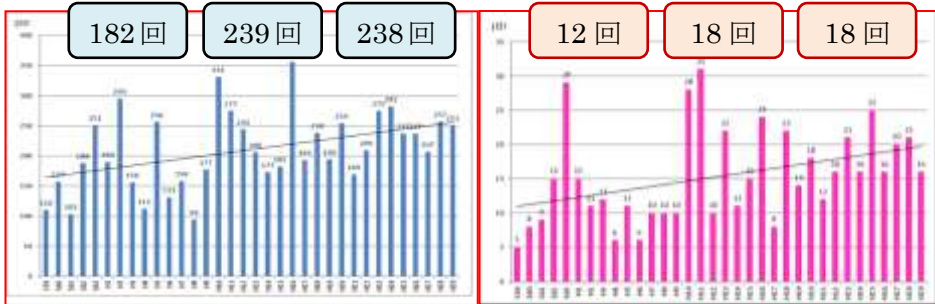
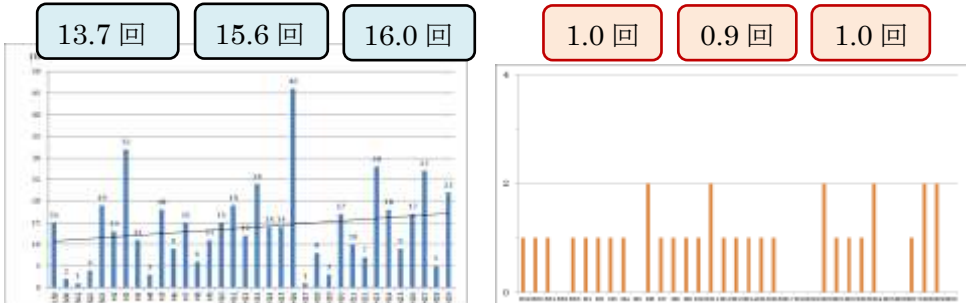
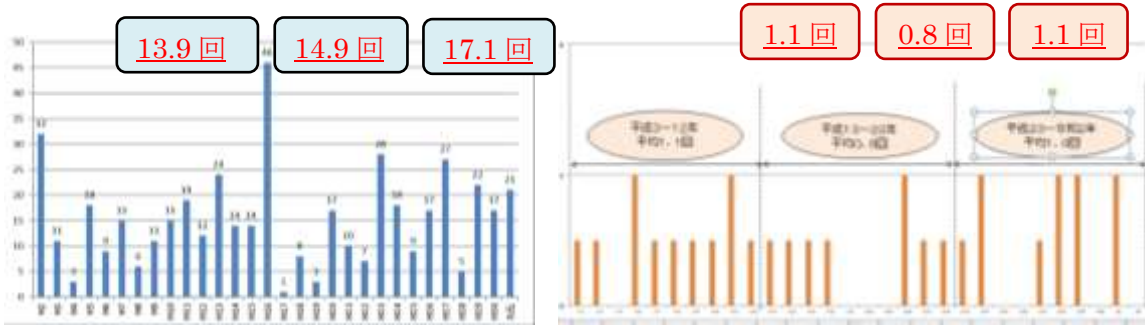


令和3年度 鳥羽市地域防災計画【風水害等対策編】修正 新旧対照表 ver.2.2				
ページ (旧)	章 節 項	現 行	修 正	理 由
1 (1)	第1部 総則 第1章 計画の目的と方針等 第1節 計画の目的と方針 第3項 計画の見直しの背景	1 見直しの背景 <u>地球温暖化などの影響から台風の大型化など近年の</u>気象現象に変化が見られ、災害の様相がこれまでとは変わりつつあります。 鳥羽市においては、平成29年10月22～23日の台風第21号では日降水量が396mm（観測史上第2位）、日最大瞬間風速は23.8m/sの激しい風雨となり、翌週通過した台風第22号と合わせて4件の土砂崩れ、多くの住家や道路の被害が発生しました。また平成30年9月の台風第21号では市内約2,200戸で停電し、復旧まで最長38時間以上かかった地域もありました。 <u>三重県内においては、平成16年の「台風第21号とその前線によりもたらされた豪雨」で最大1時間降水量が当時の宮川村（現大台町）で139mm、総降水量(9.28～29)は尾鷲市で876mm（鳥羽市139mm）を記録し、これにより生じた土砂災害や河川氾濫により、県内だけで死者・行方不明者が合わせて10名に達するなど、大きな災害となりました。</u> <u>また、平成23年の台風第12号による「紀伊半島大水害」では、県南部を中心に総降水量(8.30～9.5)が各地で1,000mm（鳥羽市224mm）を超える大雨となり、土砂災害や浸水被害により、県内で3人の死者・行方不明者が生じました。</u> これら、甚大な被害をもたらした風水害被害の特徴は、<u>大型の台風等により</u>局所的に想定を超えた大量の雨が降り、<u>大規模な土砂災害や浸水</u>被害を発生させるというもので、全国的にも増加してきています。（以下略）	1 見直しの背景 <u>伊勢湾台風（昭和34年）を契機に、国の防災体制が大きく見直されることとなり全国的に防潮堤や堤防の整備が進められるとともに、災害対策基本法をはじめとした法的な体制の整備も行われる等、風水害対策も大きく進みました。</u>鳥羽市においても各種施策が進められ、特に昭和63年7月の豪雨災害による加茂川はん濫時の水位を基準とした堤防の整備も進められた結果、現在まで加茂川のはん濫は発生していません。 <u>しかし、近年では、その</u>気象現象に変化が見られ、災害の様相がこれまでとは変わりつつあります。 鳥羽市においては、<u>平成27年9月9日の台風第18号で日降水量247.0mm（観測史上9位）、1時間降水量75.5mm（観測史上5位）を記録し、安楽島町桜ヶ丘地区で大規模な土砂崩れが発生するとともに、市内各所で道路が冠水し、2年後の</u>平成29年10月22～23日の台風第21号では日降水量が396mm（観測史上2位）、日最大瞬間風速は23.8m/sの激しい風雨となり、翌週通過した台風第22号と合わせて4件の土砂崩れをはじめ、各地で床上・床下浸水や道路の冠水がありました。また平成30年9月の台風第21号では市内約2,200戸で停電し、復旧まで最長38時間以上かかった地域もありました。 平成16年の「台風第21号とその前線によりもたらされた豪雨」<u>では、各地で発生した土砂災害や河川はん濫により、県内において死者・行方不明者が合わせて10名に達し、鳥羽市においても宮川から流れ出た流木が、桃取町に大量に流れ着き、航路が一時閉鎖される事態となりました。</u> <u>また、平成23年の台風12号による「紀伊半島大水害」では、県南部を中心に各地で1,000mmを超える大雨となり、土砂災害や浸水被害により各地で孤立集落が発生する等、鳥羽市においても孤立集落が発生した場合の対策を改めて考えさせられる状況となりました。</u> <u>さらに、令和3年8月17日の豪雨では、市内の「浦村観測所」において1時間降水量が140mmを記録し、「鳥羽雨量観測所」においても1時間降水量が76mm（観測史上4位）、10分間降水量が20.5mm（観測史上1位）等、これまでの記録を塗り替え、市に「記録的短時間大雨情報」が発表されるとともに、土砂災害や浸水により、市内で9件の住家被害と12箇所で土砂崩れ等が発生しました。</u> これら、甚大な被害をもたらした風水害による被害の特徴は、台風の大型化の他、線状降水帯等の急激な発達により局所的に想定を超えた大量の雨が降り、対応の暇なく大規模で、最悪の場合、同時多発的な被害を発生させるというもので、全国的にも増加してきています。（以下略）	県防災計画に整合し(P9)、最新の状況を反映 平成27年台風18号の被害を追加 平成16年21号・紀伊半島大水害について鳥羽市への影響を追加 令和3年「記録的短時間大雨情報」追加
2 (2)		2 計画見直しのポイント 前述の変遷しつつある近年の気象現象に対応するための計画の見直しのポイントと概要は次のとおりです。 (1) 台風発生時から到達までの<u>リードタイムを活用した事前の減災対策の考え方を盛り込むとともに、将来の事前防災行動計画（鳥羽市タイムライン（案））の策定に向けた方針の明示</u> <u>（略）</u> (2) 局地的大雨や竜巻など、時間的余裕のない突発的な気象現象や大きな社会的混乱を招く恐れのある大雪など、特定の自然災害に備えるための対策の盛り込み 近年の気象現象の特徴として、気象庁から「非常に激しい雨(1時間降水量50ミリ以上)」、「猛烈な雨(1時間降水量80ミリ以上)」という表現で発表される局地的大雨や、<u>近年、我が国でも</u>多くの被害事例が寄せられている竜巻など、時間的余裕がない突発的な気象事象についても、その発生が増加傾向にあります。 加えて、ひとたび市内で発生すると大きな社会的混乱を生じるおそれのある大雪なども、<u>近年、各地で</u>大きな被害が報告されています。（以下略）	2 計画見直しのポイント 前述の変遷しつつある近年の気象現象に対応するための計画の見直しのポイントと概要は次のとおりです。 (1) 台風発生時から到達までの<u>事前の防災行動計画「タイムライン」の運用</u> <u>台風の発生から到達までのリードタイムを活かした事前の対策であるタイムラインの運用を開始し、「第3部 台風接近時の減災対策」において説明しています。</u> (2) 局地的大雨や竜巻などの<u>突発的な気象現象や最新の警報・注意報に対応する配備基準の変更</u> 近年の気象現象の特徴として、<u>令和3年8月に発生した「記録的短時間大雨情報」の発表に至る豪雨のように、</u>気象庁から「非常に激しい雨(1時間降水量50ミリ以上)」、「猛烈な雨(1時間降水量80ミリ以上)」という表現で発表される局地的大雨や、<u>我が国でも</u>多くの被害事例が寄せられている竜巻など、時間的余裕がない突発的な気象事象についても、その発生が増加傾向にあります。 <u>加えて、気象予報の精度向上に伴う気象警報・注意報の早期発表や発表基準の変更により、現行の災害対策本部の配備基準では適当でない状況が度々生じたことから、令和2年度「地域防災計画（地震・津波対策編）」の配備基準変更につき、風水害等対策編でも変更することといたしました。</u>	市タイムライン策定による変更 記述内容を見直し
		(3) <u>原子力災害を含む事故等にかかる災害対策の整理</u> 基本法では、<u>自然災害の他に、大規模な火事、爆発、放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故等も対策の対象に掲げ、防災基本計画においてこれら事故等への対策を掲げています。</u> <u>（以下略）</u>	(3) <u>「避難情報に関するガイドライン」変更への対応</u> 内閣府が「避難勧告等に関するガイドライン」を令和3年5月に「避難情報に関するガイドライン」に変更し、「避難勧告」が廃止され、「災害発生情報」が「緊急安全確保」に、「避難指示（緊急）」が「避難指示」に、「避難準備・高齢者等避難開始」が「高齢者等避難」にそれぞれ変更され、その対応に変更が生じたことから、関連する事項（第1～4部）を全て見直しました。	

凡例	記載要領	変更内容
	下 線	パブコメ開始時（1月4日）の修正事項
	太字下線	パブコメ開始以降、一部修正事項
	塗りつぶし下線	パブコメ開始以降、新規追加事項

(旧)	章 節 項	現	行	修	正	理 由												
3 (3)	第1部 総則 第1章 計画の目的と方針等 第2節 計画の位置づけ及び構成 第2項 計画の構成	<table><tr><td>第1部 総則</td><td>○ 計画の目的や方針、県、市、防災関係機関、市民等の防災上の責務や役割、鳥羽市の特質や既往の<u>風水害の状況、防災・減災対策へのタイムラインの導入の必要性等</u>について書かれています。</td></tr><tr><td>第3部 台風接近時の減災対策</td><td>○ 台風等発生から発災までの事前の減災対策について書かれています。 また、防災・減災対策へのタイムラインの検討(確認)項目・内容の例について書かれています。</td></tr></table>		第1部 総則	○ 計画の目的や方針、県、市、防災関係機関、市民等の防災上の責務や役割、鳥羽市の特質や既往の <u>風水害の状況、防災・減災対策へのタイムラインの導入の必要性等</u> について書かれています。	第3部 台風接近時の減災対策	○ 台風等発生から発災までの事前の減災対策について書かれています。 また、防災・減災対策へのタイムラインの検討(確認)項目・内容の例について書かれています。	<table><tr><td>第1部 総則</td><td>○ 計画の目的や方針、県、市、防災関係機関、市民等の防災上の責務や役割、鳥羽市の特質や既往の<u>風水害の状況</u>について書かれています。</td></tr><tr><td>第3部 台風接近時の減災対策</td><td>○ 台風等発生から発災までの事前の減災対策について、<u>タイムラインの運用や市・市民の行動の例について具体的に</u>書かれています。</td></tr></table>		第1部 総則	○ 計画の目的や方針、県、市、防災関係機関、市民等の防災上の責務や役割、鳥羽市の特質や既往の <u>風水害の状況</u> について書かれています。	第3部 台風接近時の減災対策	○ 台風等発生から発災までの事前の減災対策について、 <u>タイムラインの運用や市・市民の行動の例について具体的に</u> 書かれています。	市タイムラインの記載場所 変更に伴う変更				
第1部 総則	○ 計画の目的や方針、県、市、防災関係機関、市民等の防災上の責務や役割、鳥羽市の特質や既往の <u>風水害の状況、防災・減災対策へのタイムラインの導入の必要性等</u> について書かれています。																	
第3部 台風接近時の減災対策	○ 台風等発生から発災までの事前の減災対策について書かれています。 また、防災・減災対策へのタイムラインの検討(確認)項目・内容の例について書かれています。																	
第1部 総則	○ 計画の目的や方針、県、市、防災関係機関、市民等の防災上の責務や役割、鳥羽市の特質や既往の <u>風水害の状況</u> について書かれています。																	
第3部 台風接近時の減災対策	○ 台風等発生から発災までの事前の減災対策について、 <u>タイムラインの運用や市・市民の行動の例について具体的に</u> 書かれています。																	
5-7	第3節	第3節 タイムラインに基づく防災・減災対策		(第3部へ移動)		記載場所変更												
7 (10)	第1部 総則 第2章 計画関係者の責務等 第2節 市・県・防災関係機関等の 処理すべき事務又は業務の大綱	<table><tr><td>機関名</td><td>内 容</td></tr><tr><td>市</td><td>【被災者支援・復旧対策】 <u>(追加)</u></td></tr></table>		機関名	内 容	市	【被災者支援・復旧対策】 <u>(追加)</u>	<table><tr><td>機関名</td><td>内 容</td></tr><tr><td>市</td><td>【被災者支援・復旧対策】 <u>(6) ボランティアの受け入れに関する措置</u></td></tr></table>		機関名	内 容	市	【被災者支援・復旧対策】 <u>(6) ボランティアの受け入れに関する措置</u>	県意見の反映 (ダイバーシティ 社会推進課)				
機関名	内 容																	
市	【被災者支援・復旧対策】 <u>(追加)</u>																	
機関名	内 容																	
市	【被災者支援・復旧対策】 <u>(6) ボランティアの受け入れに関する措置</u>																	
10 (13)	第1部 総則 第2章 計画関係者の責務等 第2節 市・県・防災関係機関等の 処理すべき事務又は業務の大綱	1 指定地方行政機関 <table><tr><td>機関名</td><td>内 容</td></tr><tr><td>津地方気象台</td><td>(3) 市町が行う避難<u>勧告等</u>の判断・伝達マニュアル等の作成に関する技術的な支援・協力</td></tr></table>		機関名	内 容	津地方気象台	(3) 市町が行う避難 <u>勧告等</u> の判断・伝達マニュアル等の作成に関する技術的な支援・協力	1 指定地方行政機関 <table><tr><td>機関名</td><td>内 容</td></tr><tr><td>津地方気象台</td><td>(3) 市町が行う避難<u>情報</u>の判断・伝達マニュアル等の作成に関する技術的な支援・協力</td></tr></table>		機関名	内 容	津地方気象台	(3) 市町が行う避難 <u>情報</u> の判断・伝達マニュアル等の作成に関する技術的な支援・協力	ガイドライン 改正に伴う 変更				
機関名	内 容																	
津地方気象台	(3) 市町が行う避難 <u>勧告等</u> の判断・伝達マニュアル等の作成に関する技術的な支援・協力																	
機関名	内 容																	
津地方気象台	(3) 市町が行う避難 <u>情報</u> の判断・伝達マニュアル等の作成に関する技術的な支援・協力																	
11 (14)	第3項 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	2 指定公共機関 <table><tr><td>機関名</td><td>内 容</td></tr><tr><td><u>(株)NTTドコモ東海支社三重支店</u></td><td>(略)</td></tr><tr><td><u>中部電力(株)三重支店</u></td><td>(略)</td></tr></table>		機関名	内 容	<u>(株)NTTドコモ東海支社三重支店</u>	(略)	<u>中部電力(株)三重支店</u>	(略)	2 指定公共機関 <table><tr><td>機関名</td><td>内 容</td></tr><tr><td><u>(株)ドコモCS東海三重支店</u></td><td>(略)</td></tr><tr><td><u>中部電力パワーグリッド(株)三重支社</u></td><td>(略)</td></tr></table>		機関名	内 容	<u>(株)ドコモCS東海三重支店</u>	(略)	<u>中部電力パワーグリッド(株)三重支社</u>	(略)	最新の状況を 反映
機関名	内 容																	
<u>(株)NTTドコモ東海支社三重支店</u>	(略)																	
<u>中部電力(株)三重支店</u>	(略)																	
機関名	内 容																	
<u>(株)ドコモCS東海三重支店</u>	(略)																	
<u>中部電力パワーグリッド(株)三重支社</u>	(略)																	
14 (17)	第1部 総則 第3章 本市の特質及び風水害等の状況 第1節 本市の特質 第1項 地形等	2 市 域 神島・答志島・菅島・坂手島の4つの有人離島をはじめとする離島部と半島部から構成され、 <u>市東端の神島は、三重県最東部に位置しており、</u> 離島部では全島民の避難について検討しておく必要がある。 3 地形的特性 渥美半島から答志島の北側を、 <u>日本を分断すると言われる</u> 「中央構造線」が走り、地形や地質はその影響を受けている。そのため地形的には山地が続き、紀伊山地の東端と、神島・答志島などの離島群で構成されている。		2 市 域 神島・答志島・菅島・坂手島の4つの有人離島をはじめとする離島部と半島部から構成され、 <u>海上交通の手段しか持たない</u> 離島部では全島民の避難について検討しておく必要がある。 3 地形的特性 渥美半島から答志島の北側を、 <u>活断層である</u> 「中央構造線」が走り、地形や地質はその影響を受けている。そのため地形的には山地が続き、紀伊山地の東端と、神島・答志島などの離島群で構成されている。		災害対策の視点で記載 中央構造線の説明を修正												
15 (18)		6 観光都市と漁業 <u>山地が海岸部まで迫っているため、海岸線は風光明媚なリアス海岸により伊勢志摩国立公園の中の観光都市であるとともに、岬や海底は、良好な岩礁部であるため、古くから豊かな漁場となり、海女漁が今日まで続けられている。また、黒のりなどの養殖業の先進地域として知られている。</u> 7 公共交通機関 <u>公共交通機関は、鉄道が近鉄やJR線によって大阪、名古屋などの大都市圏や隣接する伊勢市や志摩市と結ばれている。市内の陸上交通としては、かもめバス（路線バス）の運行及び海上交通としては、市営定期船やフェリーによって各離島や伊勢湾を隔てた愛知県と結ばれており、市民や観光客の移動手段として重要な役割を担っている。</u>		6 観光と産業 <u>市内には鳥羽水族館やミキモト真珠島をはじめとした観光施設や海女関連の観光交流施設、歴史文化を伝える寺社仏閣・名所・旧跡、自然風景を楽しめる展望台等が数多く点在している。また、豊かな海に囲まれ、四季折々の海の幸を提供することから、宿泊施設や漁業従事者の割合は県内でも上位を占めている。</u> 7 公共交通機関及び交通路 <u>公共交通機関では、陸上交通として、鉄道が近鉄線・JR線によって大阪、名古屋などの大都市圏や隣接する伊勢市や志摩市に結ばれている。また、海上交通として市営定期船やフェリーによって離島や伊勢湾を隔てた愛知県と結ばれているなど、多様な公共交通手段を有している。交通網では、広域幹線道路である国道42号、国道167号が市域を縦貫し、県道・市道等を含めた道路体系が形成されている。 国道167号のバイパスである第二伊勢道路は、伊勢二見鳥羽ラインと接続しており、市民や観光客の利便性の向上に寄与しているほか、災害時の緊急輸送道路機能として重要な役割を担っている。</u>		観光白書を 参考に修正 語句の修正												
16 (19)	第1部 総則 第3章 本市の特質及び 風水害等の状況 第1節 本市の特質	第2項 気象 2 過去5年間の降水量統計 過去5年間の年間降水量の平均値が約 <u>2,470mm</u> と日本の平均的な降水量の1,700～1,800mmを大きく上回っている。降水量の一年間の変化をみると、 <u>7・8月</u> が比較的少なく、 <u>9月</u> に最大値が <u>観測されることが多い</u> 。 ■気温及び降水量の月別変動（鳥羽地域気象観測所） ■年間降水量の推移（鳥羽地域気象観測所）  		第2項 気象 2 過去5年間の降水量統計 過去5年間の年間降水量の平均値が約 <u>2,554mm</u> と日本の平均的な降水量の約1,700～1,800mmを大きく上回っている。降水量の一年間の変化をみると、 <u>8月</u> が比較的少なく、 <u>9・10月</u> に最大値が <u>観測されている</u> 。 ■気温及び降水量の月別変動（鳥羽地域気象観測所） ■年間降水量の推移（鳥羽地域気象観測所）  		観測年度の変化を反映												

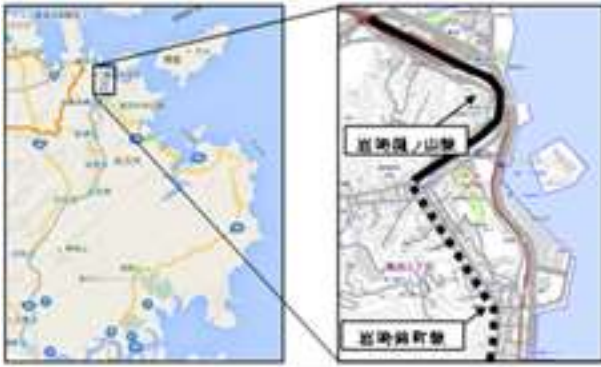
ページ (旧)	章 節 項	現 行	修 正	理 由												
18 (20-1)	第1部 総則 第3章 本市の特質及び風水害等の状況 第2節 本市における既往の風水害等の状況	(表) 鳥羽市に影響を及ぼした戦後の主な気象再現の概要 <u>(追加)</u>	<table><tr><th>発生 年月日</th><th>災害の 名称</th><th>死者(負傷 者)(人)</th><th>罹災者数 (人)</th><th>災害の概要</th><th>引用文献 参考文献</th></tr><tr><td>2021. 8.17</td><td>前線に よる 豪雨</td><td>二</td><td>二</td><td>・日最大1時間降水量:76.0mm(市観測史上4位) ・日最大10分間降水量:20.5mm(市観測史上1位) ・床下浸水4件、土砂崩れによる家屋被害5件・ パールロードの通行止め17日間等の被害が発生した。 ※「浦村観測所」で1時間降水量140mmを記録</td><td>気象庁HP 川の防災 情報</td></tr></table>	発生 年月日	災害の 名称	死者(負傷 者)(人)	罹災者数 (人)	災害の概要	引用文献 参考文献	2021. 8.17	前線に よる 豪雨	二	二	・日最大1時間降水量:76.0mm(市観測史上4位) ・日最大10分間降水量:20.5mm(市観測史上1位) ・床下浸水4件、土砂崩れによる家屋被害5件・ パールロードの通行止め17日間等の被害が発生した。 ※「浦村観測所」で1時間降水量140mmを記録	気象庁HP 川の防災 情報	最新の状況の 反映と観測年 度の変化を反 映
発生 年月日	災害の 名称	死者(負傷 者)(人)	罹災者数 (人)	災害の概要	引用文献 参考文献											
2021. 8.17	前線に よる 豪雨	二	二	・日最大1時間降水量:76.0mm(市観測史上4位) ・日最大10分間降水量:20.5mm(市観測史上1位) ・床下浸水4件、土砂崩れによる家屋被害5件・ パールロードの通行止め17日間等の被害が発生した。 ※「浦村観測所」で1時間降水量140mmを記録	気象庁HP 川の防災 情報											
19 (21)	第3章 本市の特質及び風水害等の状況 第3節 近年の気象及び災害の傾向 第1項 近年の気象の傾向	1 台風の発生傾向 (略) 【図表 台風の発生回数】  【図表 台風の最低気圧の推移】 	1 台風の発生傾向 (略) 【図表 台風の発生回数】  【図表 台風の最低気圧の推移】 													
		2 大雨の発生傾向 大雨の過去30年間の傾向として、全国のアメダス地点(約1,000地点)における、1時間降水量50ミリ以上(非常に激しい雨)、同80ミリ以上(猛烈な雨)の年間観測回数は増加傾向にある。 (以下略)	2 大雨の発生傾向 大雨の過去44年間の発生傾向として、全国のアメダス地点(約1,300地点)における、1時間降水量50ミリ以上(非常に激しい雨)、同80ミリ以上(猛烈な雨)の年間観測回数は増加傾向にある。 <u>(以下削除)</u>	観測年度の 変化を反映 県防災計画に 整合(P35)												
20 (22)		【図表 アメダスが観測した短時間強雨の発生回数(全国1,000地点)】 (上) 1時間降水量50mm以上 (下) 1時間降水量80ミリ以上 	【図表 アメダスが観測した短時間強雨の発生回数(全国1,300地点)】 (上) 1時間降水量50mm以上 (下) 1時間降水量80ミリ以上 	全国 50mm 増加 80mm 増加												
21 (23)		【図表 アメダスが観測した短時間強雨(1時間降水量50ミリ以上)の発生回数】 (上) 三重県20地点 (下) 鳥羽市 	【図表 アメダスが観測した短時間強雨(1時間降水量50ミリ以上)の発生回数】 (上) 三重県20地点 (下) 鳥羽市 	県・市 :微増傾向又は 増加傾向にあ るとは言えな い。												

(旧)	章 節 項	現	行	修	正	理 由																								
23 (25)	第3章 本市の特質及び風水害等の状況 第3節 近年の気象及び災害の傾向 第2項 本市における災害の傾向	2 土砂災害被害の傾向 本市における、がけ崩れ、土石流、地すべりなど土砂災害の発生状況については、平成11年からの10年間で4件、平成16年からの10年間は3件と、ほぼ横ばいであったが、平成20年から平成29年の10年間については6件と、この4年の間に発生件数は増加傾向を示している。		2 土砂災害被害の傾向 本市における、がけ崩れ、土石流、地すべりなど土砂災害の10年間の発生状況については、平成11年から4件、平成16年からは3件と、ほぼ横ばいであったが、平成20年からは6件と、発生件数は増加傾向を示している。		語句の整理																								
26 (28)	第2部 災害予防・減災対策 第1章 自助・共助を育む対策の推進 第1節 市民や地域・離島の防災対策の促進 第3項 対策	■市が実施する対策 1 自主防災会、町内会等を対象とした対策（総務課） (1) 風水害対策に関する普及・啓発事業の実施 (追加)		■市が実施する対策 1 自主防災会、町内会等を対象とした対策（総務課） (1) 風水害対策に関する普及・啓発事業の実施 ケ 「Myまっぷラン+（プラス）」等の活用 デジタルマップで自然災害リスクの確認や避難経路作成が可能となる「Myまっぷラン+（プラス）」等を活用した避難計画づくりの促進を図る。		県防災計画に整合(P47)																								
27 (29)		2 市民を対象とした対策 (1) 風水害対策に関する普及・啓発事業の実施 (追加)		2 市民を対象とした対策 (1) 風水害対策に関する普及・啓発事業の実施 キ 「Myまっぷラン+（プラス）」の作成に向けた普及・啓発																										
33 (35)	第2部 災害予防・減災対策 第1章 自助・共助を育む対策の推進 第3節 自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化	第1項 防災・減災重点目標 【現在の状態】 (略) ➡ 【この計画が目指す状態】 ・自主防災組織や消防団に対して適切な情報提供と共有がなされ、各々の活動が活性化して相互の連携が進み、活発に自主防災組織の訓練が実施され、消防団員数の増加が図られている。		第1項 防災・減災重点目標 【現在の状態】 (略) ➡ 【この計画が目指す状態】 ・自主防災組織や消防団に対して適切な情報提供と共有がなされ、各々の活動が活性化して相互の連携が進み、活発に自主防災組織及び消防団の訓練が実施され、地域防災力の充実が図られている。		適切な語句に変更																								
38 (40)	第2部 災害予防・減災対策 第1章 自助・共助を育む対策の推進 第5節 企業・事業所の防災対策の促進	第1項 防災・減災重点目標 【現在の状態】 ・(追加) ・地域と一体となった防災体制に取り組んでいる事業所は限られている。 ➡ 【この計画が目指す状態】 ・企業・事務所等と地域が連携した日常的な防災対策の推進により、災害発生時の業務の継続や地域と一体となった防災活動の実施のための備えが整っている。		第1項 防災・減災重点目標 【現在の状態】 ・企業・事業所の事業継続計画（BCP）の作成は進んでいない。 ・地域と一体となった防災体制に取り組んでいる事業所は限られている。 ➡ 【この計画が目指す状態】 ・企業・事務所等の事業継続計画（BCP）等の作成と地域が連携した日常的な防災対策の推進により、災害発生時の業務の継続や地域と一体となった防災活動の実施のための備えが整っている。		県防災計画に整合(P61)																								
		第2項 対策項目 【公助】 <table><tr><th>実施主体</th><th>対 象</th><th>対策（活動）項目</th></tr><tr><td>市</td><td>企業・事業所</td><td>(1) 防災対策、防災活動の実施促進に向けた啓発 (2) 地域・事業所と連携した防災対策、防災活動の推進 (追加)</td></tr></table> 【共助】 <table><tr><th>実施主体</th><th>対 象</th><th>対策（活動）項目</th></tr><tr><td>企業・事業所</td><td>市民 他の企業・事業所</td><td>(1) 地域と連携した防災対策、防災活動の推進 (2) 地域・事業所と連携した防災対策、防災活動の推進 (追加)</td></tr></table>	実施主体	対 象	対策（活動）項目	市	企業・事業所	(1) 防災対策、防災活動の実施促進に向けた啓発 (2) 地域・事業所と連携した防災対策、防災活動の推進 (追加)	実施主体	対 象	対策（活動）項目	企業・事業所	市民 他の企業・事業所	(1) 地域と連携した防災対策、防災活動の推進 (2) 地域・事業所と連携した防災対策、防災活動の推進 (追加)		第2項 対策項目 【公助】 <table><tr><th>実施主体</th><th>対 象</th><th>対策（活動）項目</th></tr><tr><td>市</td><td>企業・事業所</td><td>(1) 防災対策、防災活動の実施促進に向けた啓発 (2) 地域・事業所と連携した防災対策、防災活動の推進 (3) 事業継続計画（BCP）等の作成促進</td></tr></table> 【共助】 <table><tr><th>実施主体</th><th>対 象</th><th>対策（活動）項目</th></tr><tr><td>企業・事業所</td><td>市民 他の企業・事業所</td><td>(1) 地域と連携した防災対策、防災活動の推進 (2) 地域・事業所と連携した防災対策、防災活動の推進 (3) 事業継続計画（BCP）等の作成</td></tr></table>	実施主体	対 象	対策（活動）項目	市	企業・事業所	(1) 防災対策、防災活動の実施促進に向けた啓発 (2) 地域・事業所と連携した防災対策、防災活動の推進 (3) 事業継続計画（BCP）等の作成促進	実施主体	対 象	対策（活動）項目	企業・事業所	市民 他の企業・事業所	(1) 地域と連携した防災対策、防災活動の推進 (2) 地域・事業所と連携した防災対策、防災活動の推進 (3) 事業継続計画（BCP）等の作成		
実施主体	対 象	対策（活動）項目																												
市	企業・事業所	(1) 防災対策、防災活動の実施促進に向けた啓発 (2) 地域・事業所と連携した防災対策、防災活動の推進 (追加)																												
実施主体	対 象	対策（活動）項目																												
企業・事業所	市民 他の企業・事業所	(1) 地域と連携した防災対策、防災活動の推進 (2) 地域・事業所と連携した防災対策、防災活動の推進 (追加)																												
実施主体	対 象	対策（活動）項目																												
市	企業・事業所	(1) 防災対策、防災活動の実施促進に向けた啓発 (2) 地域・事業所と連携した防災対策、防災活動の推進 (3) 事業継続計画（BCP）等の作成促進																												
実施主体	対 象	対策（活動）項目																												
企業・事業所	市民 他の企業・事業所	(1) 地域と連携した防災対策、防災活動の推進 (2) 地域・事業所と連携した防災対策、防災活動の推進 (3) 事業継続計画（BCP）等の作成																												
		第3項 対策 ■市が実施する対策 1 企業・事務所を対象とした対策（総務課、農水商工課） (追加)		第3項 対策 ■市が実施する対策 1 企業・事務所を対象とした対策（総務課、農水商工課） (3) 事業継続計画（BCP）等の作成促進 各企業・事業所によるBCP等の作成を促進するための情報提供と条件整備の推進																										
39 (41)		■企業・事業所が実施する対策 1 市民、他の企業・事業所を対象とした対策 (追加)		■企業・事業所が実施する対策 1 市民、他の企業・事業所を対象とした対策 (3) 事業推進計画（BCP）等の作成 災害による顧客・従業員等の安全確保を図り、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限に止めるとともに、災害による地域の雇用や産業への影響を抑えるため、過去から最新の災害に関する教訓などをふまえ、防災計画を逐次見直すとともに、事業継続計画（BCP）等の作成と点検に努める。 特に洪水や高潮、土砂災害等の危険性の高い場所に立地する事業者については、避難対策を含めたBCP等の作成・点検に努める。計画となるよう着意する。																										

(旧)	章 節 項	現	行	修	正	理 由																				
40 (42)	第2部 災害予防・減災対策 第1章 自助・共助を育む対策の推進 第6節 児童・生徒等にかかる 防災教育・防災対策の推進	第1項 防災・減災重点目標		第1項 防災・減災重点目標		現状・目標の修正																				
		【現在の状態】 ・学校における校舎周辺並びに通学路における風水害時のリスクの把握、警報発表前の休校等判断基準の整備や非常時の避難対策などの組織、児童・生徒等への防災教育、家庭や地域との連携の強化が求められている状況にある。また、幼稚園や保育所における防災対策についても同様の状況にある。 【現在の状態】 ・すべての学校・保育所等において風水害時のリスク把握が行われており、警報発表前の休校等判断基準が整備されや非常時の、児童・生徒等や教職員の避難対策等により安全が確保されるとともに、防災教育の徹底により、児童・生徒等並びに家庭や地域への防災啓発が図られている。	【現在の状態】 ・学校・幼稚園及び保育所における施設周辺や通学路における風水害時のリスクの把握、警報発表前の休校等判断基準の整備や非常時の避難対策などの組織、児童・生徒等への防災教育、家庭や地域との連携については対処されているが、今後は、地域の特性に応じた対策の更なる強化が必要な状況にある。 【この計画が目指す状態】 ・風水害時のリスク把握や、警報発表前の休校等判断基準並びに、非常時の児童・生徒等や教職員の避難対策等について、学校・生徒等だけでなく、家庭や地域についても防災意識の啓発が進んでいる。																							
		第2項 対策項目		第2項 対策項目		防災計画→ 学校防災計画 県防災計画に 整合(P66)																				
<table><tr><th>実施主体</th><th>対 象</th><th>対策（活動）項目</th></tr><tr><td rowspan="2">市</td><td>学校・保育所等</td><td>(1) 校内等の防災体制の整備及び防災計画等の策定及び防災訓練の実施 (2) 学校施設等の安全点検 (3) 児童・生徒等の安全確保</td></tr><tr><td>地域（市民）</td><td>(1) 地域と学校・保育所等が連携した地域防災対策の推進 (追加)</td></tr></table>		実施主体	対 象	対策（活動）項目	市		学校・保育所等	(1) 校内等の防災体制の整備及び防災計画等の策定及び防災訓練の実施 (2) 学校施設等の安全点検 (3) 児童・生徒等の安全確保	地域（市民）	(1) 地域と学校・保育所等が連携した地域防災対策の推進 (追加)	<table><tr><th>実施主体</th><th>対 象</th><th>対策（活動）項目</th></tr><tr><td rowspan="2">市</td><td>学校・保育所等</td><td>(1) 校内等の防災体制の整備及び学校防災計画等の見直し及び防災訓練の実施 (2) 学校施設等の安全点検 (3) 児童・生徒等の安全確保</td></tr><tr><td>地域（市民）</td><td>(1) 地域と学校・保育所等が連携した地域防災対策の推進 (2) 地域と文化財所有者等が連携した防災対策の推進</td></tr></table>		実施主体	対 象	対策（活動）項目	市	学校・保育所等	(1) 校内等の防災体制の整備及び学校防災計画等の見直し及び防災訓練の実施 (2) 学校施設等の安全点検 (3) 児童・生徒等の安全確保	地域（市民）	(1) 地域と学校・保育所等が連携した地域防災対策の推進 (2) 地域と文化財所有者等が連携した防災対策の推進						
実施主体	対 象	対策（活動）項目																								
市	学校・保育所等	(1) 校内等の防災体制の整備及び防災計画等の策定及び防災訓練の実施 (2) 学校施設等の安全点検 (3) 児童・生徒等の安全確保																								
	地域（市民）	(1) 地域と学校・保育所等が連携した地域防災対策の推進 (追加)																								
実施主体	対 象	対策（活動）項目																								
市	学校・保育所等	(1) 校内等の防災体制の整備及び学校防災計画等の見直し及び防災訓練の実施 (2) 学校施設等の安全点検 (3) 児童・生徒等の安全確保																								
	地域（市民）	(1) 地域と学校・保育所等が連携した地域防災対策の推進 (2) 地域と文化財所有者等が連携した防災対策の推進																								
第3項 対策 ■市が実施する対策 1 学校・保育所等を対象とした対策（教育委員会事務局、健康福祉課） (1) 校内等の防災体制の整備及び防災計画等の策定及び防災訓練の実施 各学校・保育所等での災害に備えた防災体制の整備、各学校・保育所等での立地状況に応じた避難計画等の防災計画の策定や見直し、計画に沿った訓練の実施を支援する。		第3項 対策 ■市が実施する対策 1 学校・保育所等を対象とした対策（教育委員会事務局、健康福祉課） (1) 校内等の防災体制の整備及び学校防災計画等の見直し及び防災訓練の実施 各学校・保育所等での災害に備えた防災体制の整備、各学校・保育所等での立地状況に応じた避難計画等の学校防災計画の見直し、計画に沿った訓練の実施を支援する。		防災計画→ 学校防災計画																						
41 (43)		5 地域（市民）を対象とした対策 (1) 地域と学校・保育所等が連携した地域防災対策の推進 (略) (追加)		5 地域（市民）を対象とした対策 (1) 地域と学校・保育所等が連携した地域防災対策の推進 (略) (2) 地域と文化財所有者等が連携した防災対策の推進 地域と合同の防災訓練、避難訓練等の実施、災害時の文化財搬出活動等について円滑に検討できるよう、文化財所有者等と地域との連携を推進する。		県防災計画に 整合(P68)																				
		「三重県地域防災計画 -風水害等対策編-」において、これまで ■県が実施する対策には（以下略）		(削除)		前回修正済み																				
45 (47)	第2部 災害予防・減災対策 第2章 安全に避難するための対策 第1節 避難対策等の推進	第2項 対策項目 【公助】 <table><tr><th>実施主体</th><th>対 象</th><th>対策（活動）項目</th></tr><tr><td rowspan="2">市</td><td rowspan="2">地域・市民等 及び関係団体</td><td>(2) 避難勧告等の基準の策定・見直し (追加)</td></tr></table> 【自助】 <table><tr><th>実施主体</th><th>対策（活動）項目</th></tr><tr><td>市民</td><td>(1) 避難勧告等発令時における避難行動の検討</td></tr></table>		実施主体	対 象	対策（活動）項目	市	地域・市民等 及び関係団体	(2) 避難勧告等の基準の策定・見直し (追加)	実施主体	対策（活動）項目	市民	(1) 避難勧告等発令時における避難行動の検討	第2項 対策項目 【公助】 <table><tr><th>実施主体</th><th>対 象</th><th>対策（活動）項目</th></tr><tr><td rowspan="2">市</td><td rowspan="2">地域・市民等 及び関係団体</td><td>(2) 避難情報の基準の策定・見直し (9) ペット対策 (10) 感染症対策</td></tr></table> 【自助】 <table><tr><th>実施主体</th><th>対策（活動）項目</th></tr><tr><td>市民</td><td>(1) 避難情報発令時における避難行動の検討</td></tr></table>		実施主体	対 象	対策（活動）項目	市	地域・市民等 及び関係団体	(2) 避難情報の基準の策定・見直し (9) ペット対策 (10) 感染症対策	実施主体	対策（活動）項目	市民	(1) 避難情報発令時における避難行動の検討	「避難情報に関するガイドライン」改正に伴う変更 県防災計画に 整合(P 69)
		実施主体	対 象	対策（活動）項目																						
市	地域・市民等 及び関係団体	(2) 避難勧告等の基準の策定・見直し (追加)																								
		実施主体	対策（活動）項目																							
市民	(1) 避難勧告等発令時における避難行動の検討																									
実施主体	対 象	対策（活動）項目																								
市	地域・市民等 及び関係団体	(2) 避難情報の基準の策定・見直し (9) ペット対策 (10) 感染症対策																								
		実施主体	対策（活動）項目																							
市民	(1) 避難情報発令時における避難行動の検討																									
46 (48)		第3項 対策 ■市が実施する対策 1 地域・住民等及び関係団体を対象とした対策 (2) 避難勧告等の基準の策定・見直し（総務課） 避難勧告等に係る発令の判断基準は、「避難勧告等に関するガイドライン」（内閣府 平成31年3月）（以下、「ガイドライン」という。）を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。		第3項 対策 ■市が実施する対策 1 地域・住民等及び関係団体を対象とした対策 (2) 避難情報の基準の策定・見直し（総務課） 避難情報に係る発令の判断基準は、「避難情報に関するガイドライン」（内閣府 令和3年5月）（以下、「ガイドライン」という。）を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。		ガイドライン 改正に伴う変更																				
		(3) 避難誘導対策（総務課、農水商工課、観光課、定期船課、健康福祉課、教育委員会事務局、消防本部） 市が避難勧告等を決定する際、県や津地方気象台からの助言を得られるように連携強化や情報共有を図る体制をあらかじめ整備する。（以下略）		(3) 避難誘導対策（総務課、農水商工課、観光課、定期船課、健康福祉課、教育委員会事務局、消防本部） 市が避難情報に係る発令の意思決定をする際、県や津地方気象台からの助言を得られるように連携強化や情報共有を図る体制をあらかじめ整備する。（以下略）																						

ページ (旧)	章 節 項	現 行	修 正	理 由
47 (49)	第2部 災害予防・減災対策 第2章 安全に避難するための対策 第1節 避難対策等の推進	(6) 要配慮者対策（健康福祉課） イ 避難行動要支援者名簿の作成 a 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲（略） ・警報や避難 勧告・指示 等の災害関連情報の取得能力（略） b 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法	(6) 要配慮者対策（健康福祉課） イ 避難行動要支援者名簿の作成 <u>(ア)</u> 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲（略） ・警報や避難 情報 等の災害関連情報の取得能力（略） <u>(イ)</u> 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法	ガイドライン改正に伴う変更
48-49 (50)		(7) 避難所運営対策（税務課、環境課、総務課、健康福祉課） ウ 要配慮者への対応 <u>(追加)</u> エ <u>公的避難所以外に避難した</u> 避難者への対応 市は、公的避難所以外の避難者情報を得た場合は、最寄りの避難所へ 必要な物資等 を配布する。 <u>オ</u> ペット対策 飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、犬や猫などのペット同行の避難者の受入れ等に対応できるように、三重県獣医師会の協力・助言等を得る。 <u>(追加)</u>	(7) 避難所運営対策（税務課、環境課、総務課、健康福祉課、 <u>市民課</u> ） ウ 要配慮者への対応 さらに、「避難所運営マニュアル」において多言語標記によるピクトグラムの凡例や外国人向け情報提供の手段（「Safty tips」「NHK-WORLD-JAPAN」）について記載する等により、 <u>情報弱者（マスコミ報道やインターネットなどに触れる機会が少なく情報の入手において不利な状況にいる、又は情報の価値や真偽の判断に慣れていない人）の解消に努める。</u> エ <u>避難所外避難者</u> への対応 市は、公的避難所以外の避難者（ <u>※避難所外避難</u> ）の把握に努めることとし、情報を得た場合は、最寄りの避難所へ 情報を提供するとともに、必要な物資を供給する等の調整を行う。 <u>※避難所外避難：在宅避難・車中泊等</u> <u>(8)</u> ペット対策（ <u>税務課、環境課、健康福祉課</u> ） 飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、 <u>各避難所に設置する「避難所運営マニュアル」により</u> 犬や猫などのペット同行の避難者の受入れ等について 配慮・処置するよう記載して周知を図るとともに 、三重県獣医師会の協力・助言等を得る。 <u>(9)</u> <u>感染症対策</u> <u>感染防止対策資機材及び「避難所における感染症対策マニュアル」を整備して各避難所に設置するとともに、避難所運営委員等に対し普及教育を実施して、その周知・徹底を図る。</u> <u>また、避難所における3密抑制と感染拡大を防止するため、災害時に宿泊施設を避難所として活用するなど、避難所の確保に努める。</u>	県意見の反映（ダイバーシティ社会推進課） 県防災計画に整合(P72)
50 (51)		■市民が実施する対策 1 避難 勧告等 発令時における避難行動の検討 居住する地域に 避難準備・高齢者等避難開始情報や避難勧告、避難指示（緊急） が発令された場合や、浸水被害、土砂災害等が発生した場合に備え、（以下略）	■市民が実施する対策 1 避難 情報 発令時における避難行動の検討 居住する地域に 避難情報 が発令された場合や、浸水被害、土砂災害等が発生した場合に備え、（以下略）	ガイドライン改正に伴う変更
51 (53)	第2部 災害予防・減災対策 第3章 風水害等に強いまちづくりの推進 第1節 水害・高潮被害予防対策の推進	第1項 防災・減災重点目標 【現在の状態】 ・河川整備の遅れや海岸保全施設の老朽化等により、台風や大雨時に水害や高潮被害が生じる恐れがあり、また、避難勧告等発令基準や国・県における避難判断情報の提供・助言体制の整備が十分でない。 ➡ 【この計画が目指す状態】 ・河川や海岸保全施設が適切に整備され水害・高潮被害の軽減が見込まれるとともに、市と国・県における避難判断時における連携体制が確立し、非常時に避難勧告等を適切に発令できる。	第1項 防災・減災重点目標 【現在の状態】 ・河川整備の遅れや海岸保全施設の老朽化等により、台風や大雨時に水害や高潮被害が生じる恐れがあり、また、避難情報発令基準や国・県における避難判断情報の提供・助言体制の整備が十分でない。 ➡ 【この計画が目指す状態】 ・河川や海岸保全施設が適切に整備され水害・高潮被害の軽減が見込まれるとともに、市と国・県における避難判断時における連携体制が確立し、非常時に避難情報を適切に発令できる。	
51 (53)	第2部 災害予防・減災対策 第3章 風水害等に強いまちづくりの推進 第1節 水害・高潮被害予防対策の推進 第3項 対策 ■市が実施する対策	1 河川の整備（建設課） 市内の河川では、毎年のように台風等に伴う豪雨により、浸水等の被害が発生していることから、重要度、緊急度、効率性を考慮し、管理河川の計画的な整備を推進し、浸水被害の軽減を図る。 <u>(追加)</u> 近年、局所的な短時間豪雨等が頻発していることから、ハード整備に加え、減災対策としてソフト対策も実施する。	1 河川の整備（建設課） 市内の河川では、毎年のように台風等に伴う豪雨により、浸水等の被害が発生していることから、重要度、緊急度、効率性を考慮し、管理河川の計画的な整備を推進し、浸水被害の軽減を図る。 <u>この際、特に緊急時において消防の緊急車両の出動に影響が大きい大明東・西地区の浸水対策について、その対策・処置について検討を始める。</u> 近年、局所的な短時間豪雨等が頻発していることから、ハード整備に加え、減災対策としてソフト対策も実施する。	大明西町・大明東町地区の冠水対策について追加
52 (54)		4 避難判断情報の収集(建設課) 国及び県から、河川の危険水位情報や高潮情報等、市が避難 勧告等 を判断するために必要な情報を収集する体制を整備するとともに、技術的助言を求めるためのホットライン等の設置に努める。 5 避難判断基準の設定(総務課、建設課) 国及び県から提供を受けた河川の危険水位情報等に基づき、避難 勧告等 を発令するための基準の設定に努める。 6 （略） 7 水防体制の整備（消防本部、建設課） 国及び県から、河川の危険水位情報や高潮情報等、市が避難 勧告等 を判断するために必要な情報を収集する体制を整備するとともに、技術的助言を求めるためのホットライン等の設置に努める。	4 避難判断情報の収集（ <u>総務課、建設課</u> ） 国及び県から、河川の危険水位情報や高潮情報等、市が避難 情報の発令 を判断するために必要な情報を収集する体制を整備するとともに、技術的助言を求めるためのホットライン等の設置に努める。 5 避難判断基準の設定(総務課、建設課) 国及び県から提供を受けた河川の危険水位情報等に基づき、避難 情報 を発令するための基準の設定に努める。 6 （略） 7 水防体制の整備（消防本部、建設課） 国及び県から、河川の危険水位情報や高潮情報等、市が避難 情報の発令 を判断するために必要な情報を収集する体制を整備するとともに、技術的助言を求めるためのホットライン等の設置に努める。	ガイドライン改正に伴う変更

(旧)	章 節 項	現 行	修 正	理 由																																																
53 (55)	第2部 災害予防・減災対策 第3章 風水害等に強いまちづくりの推進 第2節 地盤災害防止対策の推進	第1項 防災・減災重点目標 【現在の状態】 (略) ➡ 【この計画が目指す状態】 ・ 地盤災害の対策に資する事業が着実に進められるとともに、発生の危険性が高まった場合や発生した場合に速やかに避難勧告や土砂災害緊急情報等を発令・伝達できる体制の整備が適切に図られている。 第3項 対策 ■市が実施する対策 1 土砂災害対策 (2) 避難勧告及び指示等の発令時期決定(総務課) (3) 気象情報及び異常気象並びに避難勧告等の伝達方法(総務課) (4) 避難誘導責任者(総務課) (5) 避難所の位置、避難経路、及び避難勧告等の市民への周知(総務課) (6) 土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域等の把握、市民への周知(建設課) (追加) (7) 土砂災害危険箇所等のパトロール(建設課) (8) その他必要な事項(建設課、総務課) 2 土砂災害関連情報の収集(建設課) (略)	第1項 防災・減災重点目標 【現在の状態】 (略) ➡ 【この計画が目指す状態】 ・ 地盤災害の対策に資する事業が着実に進められるとともに、発生の危険性が高まった場合や発生した場合に速やかに避難情報や土砂災害緊急情報等を発令・伝達できる体制の整備が適切に図られている。 第3項 対策 ■市が実施する対策 1 土砂災害対策 (2) 避難情報の発令時期決定(総務課) (3) 気象情報及び異常気象並びに避難情報の伝達方法(総務課) (4) 避難誘導責任者(総務課) (5) 避難所の位置、避難経路、及び避難情報の市民への周知(総務課) (6) 土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域等の把握(建設課) (7) 土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域等の市民への周知(総務課) (8) 土砂災害危険箇所等のパトロール(建設課) (9) その他必要な事項(建設課、総務課) 2 土砂災害関連情報の収集(総務課、建設課) (略)	ガイドライン改正に伴う変更																																																
54 (56)		3 避難判断基準の設定(総務課、建設課) 収集した土砂災害関連情報に基づき、避難 勧告等 を発令するための基準の設定に努める。	3 避難判断基準の設定(総務課、建設課) 収集した土砂災害関連情報に基づき、避難 情報 を発令するための基準の設定に努める。																																																	
55 (57)	第2部 災害予防・減災対策 第3章 風水害等に強いまちづくりの推進 第3節 農地・森林・漁港の防災対策の推進 第3項 対策	1 農地の防災対策(農水商工課) (1) 海岸保全施設の機能保全 (追加) 国、県が所管する 海岸保全区域内で、高潮、波浪その他により被害が発生するおそれのある背後農地を防護するため、海岸保全施設の整備について管理者へ要望を行う。	1 農地の防災対策(農水商工課) (1) 海岸保全施設の機能保全 海岸保全施設については、高潮・高波による被害を軽減するため、防護機能の向上が必要な海岸保全施設について、嵩上げ等の対策を図る。また、老朽化により機能が低下した施設について、補修・補強を行い、防護機能の回復を図る。 国、県が所管する海岸保全施設の整備については 管理者へ整備を求め、安全の確保を図る。	市管理の海岸保全施設について追加 県意見の反映(農林水産総務課)																																																
56 (58)	■市が実施する対策	3 漁港の防災対策(農水商工課) (1) 漁港・海岸施設整備事業 高潮・高波等による危険から背後地を守るため、海岸堤防等の老朽化対策 を促進し、 漁港海岸保全施設の 整備を図る。	3 漁港の防災対策(農水商工課) (1) 漁港・海岸施設整備事業 高潮・高波等による危険から背後地を守るため、海岸堤防等の老朽化対策 と、 漁港海岸保全施設の整備 について促進を図るとともに、対応について検討する。	県意見の反映(農林水産総務課)																																																
59 (61)	第2部 災害予防・減災対策 第4章 緊急輸送の確保 第1節 輸送体制の整備 第3項 対策	b 第1次緊急輸送道路 該当路線なし ※ 救援物資や救援活動等に必要な人員等の県外や最重要港湾から県内の主要都市への輸送や主要都市間での輸送を行う道路を「第1次緊急輸送道路」という。	b 第1次緊急輸送道路 県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡する道路 <table><tr><td>種別</td><td>路線番号</td><td>路線名</td><td>区間(起点～終点)</td></tr><tr><td>一般国道</td><td>167</td><td>一般国道167号</td><td>鳥羽市白木町～鳥羽市鳥羽</td></tr><tr><td>自動車専用道</td><td>167</td><td>第二伊勢道路</td><td>「松下JCT」～「鳥羽南・白木IC」</td></tr></table> ※第1次緊急輸送道路の指定要件 ①広域的な交通を分担することのできる高規格幹線道路 ②広域幹線道路である一般国道(指定区間) ③防災拠点のうち県本庁舎、県総合庁舎、地方中心都市庁舎、国際拠点港湾管理庁舎、国際拠点港湾及び自衛隊駐屯地に接続する道路 ④第1次緊急輸送道路ネットワークを形成するため上記①②③を連絡、補完する道路 なお、①②のうち緊急輸送道路としてネットワーク化していない部分は除く	種別	路線番号	路線名	区間(起点～終点)	一般国道	167	一般国道167号	鳥羽市白木町～鳥羽市鳥羽	自動車専用道	167	第二伊勢道路	「松下JCT」～「鳥羽南・白木IC」	「三重県緊急輸送道路ネットワーク計画(令和3年2月)」の見直しによる修正																																				
種別	路線番号	路線名	区間(起点～終点)																																																	
一般国道	167	一般国道167号	鳥羽市白木町～鳥羽市鳥羽																																																	
自動車専用道	167	第二伊勢道路	「松下JCT」～「鳥羽南・白木IC」																																																	
		c 第2次緊急輸送道路 <table><tr><td>種別</td><td>路線番号</td><td>路線名</td><td>区間(起点～終点)</td></tr><tr><td>一般国道</td><td>42</td><td>一般国道42号</td><td>鳥羽市鳥羽～伊勢市朝熊町</td></tr><tr><td>一般国道</td><td>167</td><td>一般国道167号</td><td>鳥羽市白木町～鳥羽市鳥羽</td></tr><tr><td>自動車専用道</td><td>167</td><td>第二伊勢道路</td><td>「松下JCT」～「鳥羽南・白木IC」</td></tr><tr><td>市道</td><td>――</td><td>岩崎樋ノ山線</td><td>鳥羽市鳥羽～鳥羽市鳥羽</td></tr><tr><td>市道</td><td>*****</td><td>岩崎錦町線</td><td>鳥羽市鳥羽～鳥羽市鳥羽</td></tr></table>	種別	路線番号	路線名	区間(起点～終点)	一般国道	42	一般国道42号	鳥羽市鳥羽～伊勢市朝熊町	一般国道	167	一般国道167号	鳥羽市白木町～鳥羽市鳥羽	自動車専用道	167	第二伊勢道路	「松下JCT」～「鳥羽南・白木IC」	市道	――	岩崎樋ノ山線	鳥羽市鳥羽～鳥羽市鳥羽	市道	*****	岩崎錦町線	鳥羽市鳥羽～鳥羽市鳥羽	c 第2次緊急輸送道路 第1次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点(行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点等)を連絡する道路 <table><tr><td>種別</td><td>路線番号</td><td>路線名</td><td>区間(起点～終点)</td></tr><tr><td>一般国道</td><td>42</td><td>一般国道42号</td><td>鳥羽市鳥羽～伊勢市朝熊町</td></tr><tr><td>市道</td><td>――</td><td>棧橋線</td><td>鳥羽市鳥羽～鳥羽市鳥羽</td></tr><tr><td>市道</td><td>――</td><td>岩崎樋ノ山線</td><td>鳥羽市鳥羽～鳥羽市鳥羽</td></tr><tr><td>市道</td><td>――</td><td>岩崎錦町線</td><td>鳥羽市鳥羽～鳥羽市鳥羽</td></tr><tr><td>市道</td><td>――</td><td>役場北横線</td><td>鳥羽市鳥羽～鳥羽市鳥羽</td></tr></table>	種別	路線番号	路線名	区間(起点～終点)	一般国道	42	一般国道42号	鳥羽市鳥羽～伊勢市朝熊町	市道	――	棧橋線	鳥羽市鳥羽～鳥羽市鳥羽	市道	――	岩崎樋ノ山線	鳥羽市鳥羽～鳥羽市鳥羽	市道	――	岩崎錦町線	鳥羽市鳥羽～鳥羽市鳥羽	市道	――	役場北横線	鳥羽市鳥羽～鳥羽市鳥羽	
種別	路線番号	路線名	区間(起点～終点)																																																	
一般国道	42	一般国道42号	鳥羽市鳥羽～伊勢市朝熊町																																																	
一般国道	167	一般国道167号	鳥羽市白木町～鳥羽市鳥羽																																																	
自動車専用道	167	第二伊勢道路	「松下JCT」～「鳥羽南・白木IC」																																																	
市道	――	岩崎樋ノ山線	鳥羽市鳥羽～鳥羽市鳥羽																																																	
市道	*****	岩崎錦町線	鳥羽市鳥羽～鳥羽市鳥羽																																																	
種別	路線番号	路線名	区間(起点～終点)																																																	
一般国道	42	一般国道42号	鳥羽市鳥羽～伊勢市朝熊町																																																	
市道	――	棧橋線	鳥羽市鳥羽～鳥羽市鳥羽																																																	
市道	――	岩崎樋ノ山線	鳥羽市鳥羽～鳥羽市鳥羽																																																	
市道	――	岩崎錦町線	鳥羽市鳥羽～鳥羽市鳥羽																																																	
市道	――	役場北横線	鳥羽市鳥羽～鳥羽市鳥羽																																																	

(旧)	章 節 項	現 行	修 正	理 由																												
59 (61)	第2部 災害予防・減災対策 第4章 緊急輸送の確保 第1節 輸送体制の整備 第3項 対策 ■市が実施する対策 1 市における対策 (2) 陸上輸送対策 (市民課・建設課) ア 自動車等による輸送 (7) 緊急輸送道路の指定	※ <u>救援物資や救援活動等に必要な人員等の県内の主要都市や重要港湾への輸送、ヘリポートからその地域の市町や医療拠点への輸送を行う道路を「第2次緊急輸送道路」という。</u> d 第3次緊急輸送道路 <table><tr><td>種別</td><td>路線番号</td><td>路線名</td><td>区間(起点～終点)</td></tr><tr><td>一般国道</td><td>167</td><td>一般国道167号</td><td>志摩市磯部町恵利原～鳥羽市船津町</td></tr><tr><td>一般県道</td><td>128</td><td>鳥羽阿児線</td><td>鳥羽市浦村町～志摩市阿児町鶴方</td></tr><tr><td>一般県道</td><td>750</td><td>阿児磯部鳥羽線</td><td>鳥羽市浦村町～鳥羽市鳥羽</td></tr></table> ※ <u>第1次・第2次緊急輸送道路を保管する道路を「第3次緊急輸送道路」という。</u>	種別	路線番号	路線名	区間(起点～終点)	一般国道	167	一般国道167号	志摩市磯部町恵利原～鳥羽市船津町	一般県道	128	鳥羽阿児線	鳥羽市浦村町～志摩市阿児町鶴方	一般県道	750	阿児磯部鳥羽線	鳥羽市浦村町～鳥羽市鳥羽	※第2次緊急輸送道路の指定条件 <u>第1次緊急輸送道路と防災拠点である市町庁舎、市町分庁舎、道路管理庁舎、重要港湾及び耐震強化岸壁整備港湾等、海上保安庁庁舎、警察庁舎、消防本部庁舎、広域防災拠点及びヘリポート、災害医療拠点とを連絡する道路</u> d 第3次緊急輸送道路 <u>その他の道路</u> <table><tr><td>種別</td><td>路線番号</td><td>路線名</td><td>区間(起点～終点)</td></tr><tr><td>一般県道</td><td>128</td><td>鳥羽阿児線</td><td>鳥羽市浦村町～志摩市阿児町鶴方</td></tr><tr><td>一般県道</td><td>750</td><td>阿児磯部鳥羽線</td><td>鳥羽市浦村町～鳥羽市鳥羽</td></tr></table> ※第3次緊急輸送道路の指定条件 ①第1次・第2次緊急輸送道路を補完する道路 ②第1次緊急輸送道路または第2次緊急輸送道路と防災拠点であるＪＲ貨物駅・特急停車駅、近鉄特急停車駅及び<u>南海トラフ地震</u>の活動・物資搬送拠点を連絡する道路	種別	路線番号	路線名	区間(起点～終点)	一般県道	128	鳥羽阿児線	鳥羽市浦村町～志摩市阿児町鶴方	一般県道	750	阿児磯部鳥羽線	鳥羽市浦村町～鳥羽市鳥羽	「三重県緊急輸送道路ネットワーク計画(令和3年2月)」の見直しによる修正 <u>東海地震、東南海・南海地震→南海トラフ地震</u>
種別	路線番号	路線名	区間(起点～終点)																													
一般国道	167	一般国道167号	志摩市磯部町恵利原～鳥羽市船津町																													
一般県道	128	鳥羽阿児線	鳥羽市浦村町～志摩市阿児町鶴方																													
一般県道	750	阿児磯部鳥羽線	鳥羽市浦村町～鳥羽市鳥羽																													
種別	路線番号	路線名	区間(起点～終点)																													
一般県道	128	鳥羽阿児線	鳥羽市浦村町～志摩市阿児町鶴方																													
一般県道	750	阿児磯部鳥羽線	鳥羽市浦村町～鳥羽市鳥羽																													
60 (61)			【図 三重県緊急ネットワーク図(志摩管内) R3.2改訂版】 																													
62 (63)	第2部 第4章 第1節 第3項 ■輸送等を担う防災関係機関等が実施する対策	1 市の緊急輸送機能確保への協力 (2) 鳥羽市から直接要請を行う機関 <table><tr><td>機関名</td><td>区分</td><td>能力</td></tr><tr><td><u>伊勢湾防災株式会社</u></td><td>海</td><td>人員の輸送、物資の運搬等</td></tr></table> (3) <u>その他</u> (表略)	機関名	区分	能力	<u>伊勢湾防災株式会社</u>	海	人員の輸送、物資の運搬等	1 市の緊急輸送機能確保への協力 (2) 鳥羽市から直接要請を行う機関 <table><tr><td>機関名</td><td>区分</td><td>能力</td></tr><tr><td><u>上野マリタイム・ジャパン株式会社</u></td><td>海</td><td>人員の輸送、物資の運搬等</td></tr></table> (3) <u>防災関係機関が直接要請を行う機関</u> (表略)	機関名	区分	能力	<u>上野マリタイム・ジャパン株式会社</u>	海	人員の輸送、物資の運搬等	最新の状況に変更																
機関名	区分	能力																														
<u>伊勢湾防災株式会社</u>	海	人員の輸送、物資の運搬等																														
機関名	区分	能力																														
<u>上野マリタイム・ジャパン株式会社</u>	海	人員の輸送、物資の運搬等																														
	■市民が実施する対策	1 <u>市の緊急輸送機能確保への協力</u> <u>市民は、前述の機能が十分に発揮できるよう、市や防災関係機関等への協力に努める。</u>	<u>(削除)</u>	適切で具体的な語句に変更 削除																												
64 (65)	第2部 災害予防・減災対策 第5章 防災体制の整備・強化 第1節 災害対策機能の整備及び確保	第3項 対策 ■市が実施する対策 3 職員に関する対策(総務課) (1) 職員への防災教育の実施 職員は、災害対策に関する豊富な知識と適切な判断力が求められるので、職員研修等を利用して、<u>防災教育の徹底を図るものとする。</u> (以下略)	第3項 対策 ■市が実施する対策 3 職員に関する対策(総務課) (1) 職員への防災教育の実施 職員一人ひとりが自分事として、日常的に防災・減災に取り組み、発災後は人命の確保はもとより、被災者の早期の生活再建と地域社会のより良い復興を市民と共に成し遂げるよう、研修・普及教育等により、<u>その徹底を図るものとする。</u> (以下略)	県防災計画に整合(P96)																												
65 (66)		5 消防機関等を対象とした対策(消防本部) (2) 救助・救急機能の強化 災害時の職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、関係機関相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。 また、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を促進するとともに、先端技術による高度な<u>技術の開発</u>に努める。	5 消防機関等を対象とした対策(消防本部) (2) 救助・救急機能の強化 災害時の職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、関係機関相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。 また、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を促進するとともに、先端技術による高度な<u>技術の確保</u>に努める。	実情に合わせ修正																												

ページ (旧)	章 節 項	現 行	修 正	理 由
67 (68)	第2部 災害予防・減災対策 第5章 防災体制の整備・強化 第2節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保	(1) 情報収集体制の整備・充実 オ 鳥羽市防災情報等相互通報システムの活用 鳥羽市防災情報等相互通報システムを通じて送信される情報の収集体制を整備する。	(1) 情報収集体制の整備・充実 オ 鳥羽市防災情報集約システムの活用 鳥羽市防災情報集約システムを通じて送信される情報の収集体制を整備する。	最新の状況を反映 情報提供については1(2)において記載しているため
	第3項 対策 ■市が実施する対策 1 市における対策 (総務課・消防本部)	キ ソーシャル・ネットワーク・サービス（SNS）を活用した情報収集 双方向の情報提供及び収集を図るため、鳥羽市フェイスブック、恋する鳥羽フェイスブック等を活用した情報収集を行う。 (2) 情報伝達体制の整備・充実 ア 各種通信設備の活用 同報系防災行政無線（戸別受信機・防災ラジオを含む。）及び消防無線等の有効活用を図るとともに、有線通信や携帯電話も含め、多様な手段の整備及び運用に努める。防災行政無線、消防無線等の保守・整備にあたっては施設・設備の浸水対策に留意し、すでに導入済のものにあっては、保守点検及び操作方法の修得の徹底、施設の維持管理に努めるものとする。なお、同報系防災行政無線のデジタル化については、令和4年の運用開始に向け整備更新を推進していく。 ウ 鳥羽市防災情報等相互通報システムの活用 市民が迅速かつ的確に情報を入手できるよう、とばメールの運用及び市民通知を行う。	キ ソーシャル・ネットワーク・サービス（SNS）を活用した情報収集 (削除) 鳥羽市フェイスブック、恋する鳥羽フェイスブック等を活用した情報収集を行う。 (2) 情報伝達体制の整備・充実 ア 同報系防災行政無線及び消防無線等の活用 同報系防災行政無線（戸別受信機を含む。）及び消防無線等の有効活用を図るとともに、有線通信や携帯電話も含め、多様な手段の整備及び運用に努める。防災行政無線、消防無線等の保守・整備にあたっては、保守点検及び操作方法の修得の徹底、施設の維持管理に努めるものとする。(削除)	
		カ 被災者安否情報提供窓口の設置検討 災害発生時に被災者の安否に関する情報について照会があった場合、照会者に対する回答を行う体制について検討する。	オ 被災者安否情報提供窓口の設置 災害発生時に被災者の安否に関する情報について多くの照会が予想される場合等、必要に応じ被災者安否情報提供窓口を設置する。	最新の状況を反映
69 (70)	第2部 災害予防・減災対策 第5章 防災体制の整備・強化 第3節 医療・救護体制及び機能の確保	第1項 防災・減災重点目標 【現在の状態】 ・ 海岸に近く、標高も低いところにある診療所が多いため、浸水対策が困難である。 また、災害時の医療・救護を円滑に提供する体制が整っていない。	第1項 防災・減災重点目標 【現在の状態】 ・ 全ての診療所が津波浸水域又は土砂災害警戒区域、もしくはその両方に該当するため、それぞれの警報や避難情報発令時には速やかな対処が必要であるとともに、発災時の医療・救護体制についても一層の充実が必要である。	現状と目標を最新の状況に更新
70 (71)	第3節 医療・救護体制及び機能の確保	第3項 対策 ■市民が実施する対策 1 災害時の受療計画等にかかる事前対策 (略)	第3項 対策 ■市民が実施する対策 1 災害時の医療に関する事前対策 (略)	誤記の修正
71 (72)	第2部 災害予防・減災対策 第5章 防災体制の整備・強化 第4節 受援・応援体制の整備	第1項 防災・減災重点目標 【現在の状態】 ・ 防災関係機関、県内外市町からの応援を受け入れるための活動拠点の確保や受入体制の整備が十分でない。また、他市町への応援体制についても十分な調整がなされていない。	第1項 防災・減災重点目標 【現在の状態】 ・ 市災害時受援計画に基づき、逐次、部外機関との協定締結を進め、受け入れ体制を整備中	「市災害時受援計画」の策定による。
		1 市における対策（総務課） (1) 市町間の受援・応援にかかる計画の策定及び体制の整備 三重県市町災害時応援協定に基づき、必要な物資、資器材等の物資拠点及び技術職員等の受入れについて、「三重県市町受援計画策定手引書（平成31年3月）」を参考に市受援計画及び体制を整備する。	1 市における対策（総務課） (1) 市町間の受援・応援にかかる体制の整備 「三重県市町災害時応援協定」「災害時相互応援協定」等の応援・支援物資の受入れ等について「市災害時受援計画（令和3年3月）」に基づき、体制を整備する。	
74 (75)	第2部 災害予防・減災対策 第5章 防災体制の整備・強化 第5節 ライフラインにかかる防災対策の推進 第3項 対策 ■市が実施する対策	1 災害時の上水道供給機能の確保対策（水道課、総務課） (3) 浸水対策の実施 市が作成する河川の浸水想定区域図や市が作成する洪水ハザードマップ等による浸水予測の結果を参考に、浸水が予想される施設・設備等の浸水対策を検討する。	1 災害時の上水道供給機能の確保対策（水道課、総務課） (3) 浸水対策の実施 市が作成する洪水ハザードマップ等による浸水予測の結果を参考に、浸水が予想される施設・設備等の浸水対策を検討する。	浸水想定区域図は県作成
		2 災害時の下水道機能の確保対策（水道課、環境課、総務課） 災害時においても、市民の安全で衛生的な生活環境を確保するため、市が管理する下水道の機能を最低限維持するとともに、施設被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るための対策を実施する。 (1) 安全性の強化 下水道施設の改良に際しては、十分な安全性を有するよう努めるとともに自家発電装置など災害に強い下水道の整備を図る。	2 災害時の下水道機能の確保対策（水道課、環境課、総務課） 災害時においても、市民の安全で衛生的な生活環境を確保するため、市が管理する南鳥羽地区の下水道の機能を最低限維持するとともに、施設被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るための対策を実施する。 (1) 安全性の強化 下水道施設の改良に際しては、十分な安全性を有するよう努めるとともに、平時の住民生活の維持を図るとともに自家発電装置などの定期的なメンテナンスにより災害に強い下水道の整備を図る。	相差町を想定した内容に変更

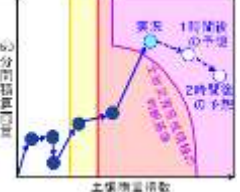
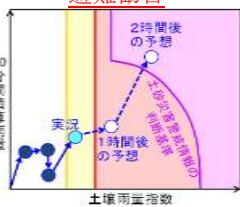
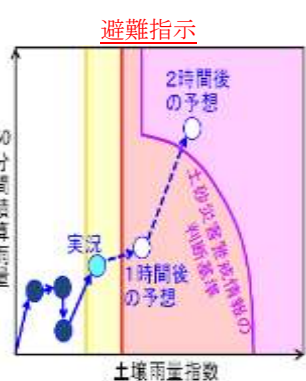
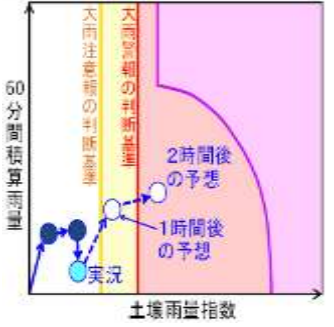
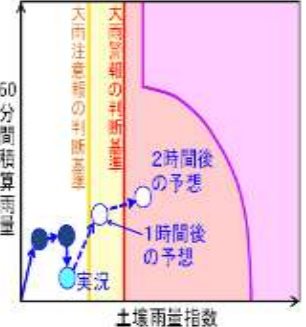
(旧)	章 節 項	現 行	修 正	理 由																												
	第 3 部 台風接近時等の減災対策 第 1 章 タイムラインに基づく 防災・減災対策 (第 1 部 より移動)	<u>(追加)</u>	<u>(2) タイムラインの結節</u> <u>ア 各フェーズの区分</u> <table><tr><th>タイムライン</th><th>段 階</th><th>台風到達</th><th>トリガー</th></tr><tr><td>フェーズ 1</td><td>発 動</td><td>5 日～ 2 日前</td><td>市が予報円内</td></tr><tr><td>フェーズ 2</td><td>準備段階</td><td>2 ～ 1 日前</td><td>大雨・洪水・強風注意報等</td></tr><tr><td>フェーズ 3</td><td>早期警戒</td><td>1 日前～当日</td><td>大雨・洪水・暴風警報等</td></tr><tr><td>フェーズ 4</td><td>行 動</td><td>当 日</td><td>大雨・洪水・暴風特別警報等 警戒レベル 4</td></tr><tr><td>フェーズ 5</td><td>緊急行動</td><td>当 日</td><td>大雨・洪水・暴風特別警報等 発災等</td></tr><tr><td>フェーズ 0</td><td>解 除</td><td>当日～ 1 日後</td><td>警報等の解除等、 発災の可能性減少等</td></tr></table>	タイムライン	段 階	台風到達	トリガー	フェーズ 1	発 動	5 日～ 2 日前	市が予報円内	フェーズ 2	準備段階	2 ～ 1 日前	大雨・洪水・強風注意報等	フェーズ 3	早期警戒	1 日前～当日	大雨・洪水・暴風警報等	フェーズ 4	行 動	当 日	大雨・洪水・暴風特別警報等 警戒レベル 4	フェーズ 5	緊急行動	当 日	大雨・洪水・暴風特別警報等 発災等	フェーズ 0	解 除	当日～ 1 日後	警報等の解除等、 発災の可能性減少等	「市タイムライン」策定及び 県防災計画に 整合(P138)
タイムライン	段 階	台風到達	トリガー																													
フェーズ 1	発 動	5 日～ 2 日前	市が予報円内																													
フェーズ 2	準備段階	2 ～ 1 日前	大雨・洪水・強風注意報等																													
フェーズ 3	早期警戒	1 日前～当日	大雨・洪水・暴風警報等																													
フェーズ 4	行 動	当 日	大雨・洪水・暴風特別警報等 警戒レベル 4																													
フェーズ 5	緊急行動	当 日	大雨・洪水・暴風特別警報等 発災等																													
フェーズ 0	解 除	当日～ 1 日後	警報等の解除等、 発災の可能性減少等																													
87- 88 (5-6)		<u>(追加)</u>	 <u>イ ゼロ・アワーの設定</u> 台風上陸や接近に影響した大雨等が想定され発災の可能性が高まる時点として、真にやむを得ない場合を除き <u>屋外での作業等を終了して職員の安全を確保する目安として設定する。</u>																													
		<u>3 市タイムライン（案）の策定の進め方</u> <u>(略)</u>	<u>(削除)</u>																													
89 (6-7)	第 3 部 台風接近時等の減災対策 第 1 章 タイムラインに基づく 防災・減災対策 (第 1 部 より移動)	<u>第 2 項 市タイムライン(案)の策定・導入に向けた検討方針</u> <u>1 市タイムライン(案)策定・導入に向けた検討について</u> 市タイムライン（案）の策定・導入に向けた事前行動項目の検討は、「第 3 部 台風接近時の減災対策」の第 1 章から第 3 章の「災害対策本部機能の確保」、「避難誘導体制の確保」、「災害未然防止活動」に掲げた対策項目をベースに検討を進め、平成 30 年 6 月に素案を作成し、出水期において修正を重ね概成の後、平成 31 年 6 月以降、庁内で本格的な試行と修正を重ね、項目・運用主体等について精査して市タイムライン（案）を策定しました。 <u>2 市タイムライン(案)の策定に向けた検討</u> <u>(1) 市タイムライン(案)策定の視点から見た各章の特徴</u> <u>ア 第 3 部 第 1 章「災害対策本部機能の確保」</u> 本計画では災対本部の体制とその活動を主たる対策項目としています。 タイムライン策定の視点からは、市と県の類似検討項目が多いものと考えられます。 <u>イ 第 3 部 第 2 章「避難誘導体制の確保」</u> 主に総務部、税務部、健康福祉部、教育部、消防部が主体となって取り組むべき対策であり、タイムライン策定の視点からも、市の役割の比重が高くなる対策項目となります。 <u>ウ 第 3 部 第 3 章「災害未然防止活動」</u> 本計画では市管理施設及び設備にかかる事前防災・減災活動が主たる対策項目となっています。これらは、県や防災関係機関においても共通する対策であり、タイムライン策定の視点からも、市と県の類似検討項目が多いものと考えられます。 <u>(2) 市タイムライン(案)策定・導入に向けた取組み</u> 令和元年出水期以降、実状況において「市タイムライン（案）」を試行し、意見交換及び検証を行った後、令和 2 年度からの運用を開始します。	<u>第 2 節 市タイムラインの運用と検証</u> 市タイムラインは、台風時に取り組むべき内容をあらかじめ整理していますが、実際の台風の状況に応じて、各行動項目の実施時期が早まるなどその時々に応じた臨機の対応が必要となる。 また、市タイムラインに記載された行動項目や実施するタイミングが適切かなどの有効性について、定期的な検証（ふりかえり）を行い、より実践的な改善を図る。  <u>令和 2 年 3 月策定「鳥羽市タイムライン」（令和 3 年 6 月修正）一部抜粋</u>	「市タイムライン」策定及び 県防災計画に 整合(P139)																												

(旧)	章 節 項	現 行	修 正	理 由																																																								
90 (88)	第 3 部 台風接近時等の減災対策 第 2 章 災害対策本部機能の確保	第 1 章 災害対策本部機能の確保 第 1 節 準備・警戒体制の確保 第 2 項 主要対策項目 <table><tr><th>対策(活動)項目</th><th>主担当部</th><th>活動開始(準備)時期等</th><th>重要な収集情報(収集先)</th></tr><tr><td>準備体制 (第 1 配備)</td><td>総務課、建設課、 消防本部、(関係 各課)</td><td>配備基準に基づき速やかに</td><td>・気象予警報等 (津地方気象台)</td></tr><tr><td>警戒体制 (第 2 配備)</td><td>関係各部</td><td>設置基準に基づき速やかに</td><td>・気象予警報等 (津地方気象台)</td></tr></table>	対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	準備体制 (第 1 配備)	総務課、建設課、 消防本部、(関係 各課)	配備基準に基づき速やかに	・気象予警報等 (津地方気象台)	警戒体制 (第 2 配備)	関係各部	設置基準に基づき速やかに	・気象予警報等 (津地方気象台)	第 2 章 災害対策本部機能の確保 第 1 節 準備・警戒体制の確保 第 2 項 主要対策項目 <table><tr><th>対策(活動)項目</th><th>主担当部</th><th>活動開始(準備)時期等</th><th>重要な情報(主な収集先)</th></tr><tr><td>災害対策のための 配備体制</td><td>総務課、建設課、 消防本部、(関係 各課)</td><td>配備基準に基づき速やかに</td><td>・気象予警報等 (津地方気象台)</td></tr><tr><td>市災害対策本部 の設置</td><td>総務部及び関係 各部</td><td>設置基準に基づき速やかに</td><td>・気象予警報等 (津地方気象台)</td></tr></table>	対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な情報(主な収集先)	災害対策のための 配備体制	総務課、建設課、 消防本部、(関係 各課)	配備基準に基づき速やかに	・気象予警報等 (津地方気象台)	市災害対策本部 の設置	総務部及び関係 各部	設置基準に基づき速やかに	・気象予警報等 (津地方気象台)	市配備基準の 変更による。																																
対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)																																																									
準備体制 (第 1 配備)	総務課、建設課、 消防本部、(関係 各課)	配備基準に基づき速やかに	・気象予警報等 (津地方気象台)																																																									
警戒体制 (第 2 配備)	関係各部	設置基準に基づき速やかに	・気象予警報等 (津地方気象台)																																																									
対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な情報(主な収集先)																																																									
災害対策のための 配備体制	総務課、建設課、 消防本部、(関係 各課)	配備基準に基づき速やかに	・気象予警報等 (津地方気象台)																																																									
市災害対策本部 の設置	総務部及び関係 各部	設置基準に基づき速やかに	・気象予警報等 (津地方気象台)																																																									
90 (87- 88)	第 3 部 台風接近時等の減災対策 第 2 章 災害対策本部機能の確保 第 1 節 準備・警戒体制の確保 第 3 項 対策	■市が実施する対策 1 準備体制(第 1 配備) 2 警戒体制(第 2 配備) ■その他防災関係機関が実施する対策 (略)	■市が実施する対策 (削除)																																																									
90 (89)		■市の配備基準及び市対策本部の概要 1 配備体制(略) <table><tr><th>体制 (※1)</th><th>第 1 配備 (準備体制)</th><th>第 2 配備 (警戒体制)</th><th>第 3 配備 (非常体制)</th></tr><tr><td>配備 基準</td><td>1 次のいずれかが市の 区域 に発表され、災害の発生が予 想されて市長が必要と認め たとき。 (1) 波浪警報 (2) 強風注意報 (3) 大雨 (大雪) 注意報 (4) 洪水、高潮注意報 2 その他異常な自然現象又 は人為的原因による災害で 市長が必要と認めたとき。</td><td>1 次の警報のうち、いずれかが市の 区域に発表されたとき。 (1) 暴風(暴風雪) 警報 (2) 大雨(大雪) 警報 (3) 洪水警報 (4) 高潮警報 2 次の特別警報のうち、いずれかが 市の区域に発表されたとき。 (1) 暴風(暴風雪) 特別警報 (2) 大雨(大雪) 特別警報 (3) 波浪特別警報 (4) 高潮特別警報 3 その他異常な自然現象又は人為的 原因による災害で市長(本部長) が 必要と認めたとき。</td><td>1 市内全域にわたって風水害、そ の他異常な自然現象もしくは人為 的原因による災害が発生又は予想 されるときで、市長(本部長) が 必要と認めたとき。</td></tr><tr><td>本部 設置</td><td>(市長が必要と認めたとき)</td><td>市災対本部設置</td><td>市災対本部設置</td></tr><tr><td>配備 要員 (※ 2)</td><td>各課の配備計画による。</td><td>各部長、及び第 1 配備時の要員と するが、状況に応じ各部長はさらに 必要な人員を増員し、配備する。</td><td>本部員全員をもってあたり、状況 によりただちに活動のできる体制 とする。</td></tr><tr><td>業務</td><td>必要に応じ、速やかに警戒 体制に移行するための情報 連絡活動等を円滑に行う。</td><td>相当の被害が近く発生することが 予想され、又は発生した場合に、所 掌する応急対策を迅速的確に行う。</td><td>甚大な被害が発生するおそれが あり、又は発生した場合に、市の総 力をあげて応急対策活動にあたる。</td></tr></table> ※ 1 災害の規模及び地域性等を考慮して、上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機 応変に判断し迅速に配備体制を整える。 ※ 2 各部は、配備基準に基づき、所管の班ごとに、配備計画をたてる。各所属の配備計画により参集 が必要な職員は、勤務時間外、休日等において災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがある ことを知ったとき、以後の状況の推移に注意し、すすんで所属と連絡をとり、又は自らの判断で 所属機関に参集する。	体制 (※1)	第 1 配備 (準備体制)	第 2 配備 (警戒体制)	第 3 配備 (非常体制)	配備 基準	1 次のいずれかが市の 区域 に発表され、災害の発生が予 想されて市長が必要と認め たとき。 (1) 波浪警報 (2) 強風注意報 (3) 大雨 (大雪) 注意報 (4) 洪水、高潮注意報 2 その他異常な自然現象又 は人為的原因による災害で 市長が必要と認めたとき。	1 次の警報のうち、いずれかが市の 区域に発表されたとき。 (1) 暴風(暴風雪) 警報 (2) 大雨(大雪) 警報 (3) 洪水警報 (4) 高潮警報 2 次の特別警報のうち、いずれかが 市の区域に発表されたとき。 (1) 暴風(暴風雪) 特別警報 (2) 大雨(大雪) 特別警報 (3) 波浪特別警報 (4) 高潮特別警報 3 その他異常な自然現象又は人為的 原因による災害で市長(本部長) が 必要と認めたとき。	1 市内全域にわたって風水害、そ の他異常な自然現象もしくは人為 的原因による災害が発生又は予想 されるときで、市長(本部長) が 必要と認めたとき。	本部 設置	(市長が必要と認めたとき)	市災対本部設置	市災対本部設置	配備 要員 (※ 2)	各課の配備計画による。	各部長、及び第 1 配備時の要員と するが、状況に応じ各部長はさらに 必要な人員を増員し、配備する。	本部員全員をもってあたり、状況 によりただちに活動のできる体制 とする。	業務	必要に応じ、速やかに警戒 体制に移行するための情報 連絡活動等を円滑に行う。	相当の被害が近く発生することが 予想され、又は発生した場合に、所 掌する応急対策を迅速的確に行う。	甚大な被害が発生するおそれが あり、又は発生した場合に、市の総 力をあげて応急対策活動にあたる。	1 災害対策のための配備体制 (1) 配備基準 被害の未然防止・避難情報の速やかな伝達・災害発生後の応急対策を迅速かつ的確に推進するため、市は 次の基準による配備体制を整える。 <table><tr><th rowspan="2">配備 体制</th><th>第 1 配備 準備体制</th><th>第 2 配備 初動(縮小) 体制</th><th>第 3 配備 警戒体制</th><th>第 4 配備 非常体制</th></tr><tr><td>情報収集を行う体制、及び想定される 災害規模に応じた予防措置等の準備がで きる体制</td><td>情報収集と予防措置、軽微な応 急活動ができる体制</td><td>局地的に災害が発生し、 または発生する恐れが 高まり、警戒を強め、一 定規模の応急活動がで きる体制</td><td>全域に甚大な被害が発 生し、または発生する 恐れが高まり、市の総 力をあげて応急活動が できる体制</td></tr><tr><td rowspan="2">配備 時期</td><td>次の注意報のいづれ かが市の区域に発表 され、市長が災害の 発生が予想されると 認めたとき。 (1) 大雨 (2) 洪水 (3) 高潮</td><td>【自動参集】 次の警報又は特別警報のいづれ かが市の区域に発表されたとき。 (1) 大雨 (土砂災害) (2) 大雪 (3) 暴風 (4) 暴風雪 (5) 波浪 (特別警報に限る)</td><td>【自動参集】 次の警報又は特別警報の いづれかが市の区域に 発表されたとき。 (1) 大雨 (浸水害) (2) 大雨 (土砂災害・浸水 害) (3) 洪水 (4) 高潮</td><td>二</td></tr><tr><td>鳥羽市タイムライン フェーズ 1～2 のと き</td><td>二</td><td>鳥羽市タイムライン フェーズ 3～5 のとき</td><td>二</td></tr><tr><td></td><td colspan="4">当該配備体制をとる必要があると本部長(市長) が認めたとき。</td></tr><tr><td rowspan="2">配備 要員</td><td colspan="3">各部の所掌事務を遂行できる要員を配備する。(※1)</td><td rowspan="2">全職員参集する。</td></tr><tr><td>各課の配備計画によ る。</td><td>各部の所掌事務を遂行できる要 員を配備する。(気象と所掌事務 を照らし、初動期の対応がない部 は、自宅待機を可とする)</td><td>各部の所掌事務を遂行で きる要員を配備する。部 長及び班長は全員参集す る。(※2)</td></tr><tr><td>設置 本部</td><td>市長が必要と認めた とき</td><td colspan="3">災害対策本部設置 (※3)</td></tr></table> ※ 1 本部長・副本部長は、第 2 配備までは即座に連絡の取れる体制をとる。 ※ 2 各部は、配備基準に基づき、所管の班別に配備計画をたてる。交代勤務の班編成や災害対策本部 設置時間の長期化等により、部長・班長職務代行者が参集することを可とする。	配備 体制	第 1 配備 準備体制	第 2 配備 初動(縮小) 体制	第 3 配備 警戒体制	第 4 配備 非常体制	情報収集を行う体制、及び想定される 災害規模に応じた予防措置等の準備がで きる体制	情報収集と予防措置、軽微な応 急活動ができる体制	局地的に災害が発生し、 または発生する恐れが 高まり、警戒を強め、一 定規模の応急活動がで きる体制	全域に甚大な被害が発 生し、または発生する 恐れが高まり、市の総 力をあげて応急活動が できる体制	配備 時期	次の注意報のいづれ かが市の区域に発表 され、市長が災害の 発生が予想されると 認めたとき。 (1) 大雨 (2) 洪水 (3) 高潮	【自動参集】 次の警報又は特別警報のいづれ かが市の区域に発表されたとき。 (1) 大雨 (土砂災害) (2) 大雪 (3) 暴風 (4) 暴風雪 (5) 波浪 (特別警報に限る)	【自動参集】 次の警報又は特別警報の いづれかが市の区域に 発表されたとき。 (1) 大雨 (浸水害) (2) 大雨 (土砂災害・浸水 害) (3) 洪水 (4) 高潮	二	鳥羽市タイムライン フェーズ 1～2 のと き	二	鳥羽市タイムライン フェーズ 3～5 のとき	二		当該配備体制をとる必要があると本部長(市長) が認めたとき。				配備 要員	各部の所掌事務を遂行できる要員を配備する。(※1)			全職員参集する。	各課の配備計画によ る。	各部の所掌事務を遂行できる要 員を配備する。(気象と所掌事務 を照らし、初動期の対応がない部 は、自宅待機を可とする)	各部の所掌事務を遂行で きる要員を配備する。部 長及び班長は全員参集す る。(※2)	設置 本部	市長が必要と認めた とき	災害対策本部設置 (※3)			市配備基準の 変更による。 「初動(縮小) 体制」の追加
体制 (※1)	第 1 配備 (準備体制)	第 2 配備 (警戒体制)	第 3 配備 (非常体制)																																																									
配備 基準	1 次のいずれかが市の 区域 に発表され、災害の発生が予 想されて市長が必要と認め たとき。 (1) 波浪警報 (2) 強風注意報 (3) 大雨 (大雪) 注意報 (4) 洪水、高潮注意報 2 その他異常な自然現象又 は人為的原因による災害で 市長が必要と認めたとき。	1 次の警報のうち、いずれかが市の 区域に発表されたとき。 (1) 暴風(暴風雪) 警報 (2) 大雨(大雪) 警報 (3) 洪水警報 (4) 高潮警報 2 次の特別警報のうち、いずれかが 市の区域に発表されたとき。 (1) 暴風(暴風雪) 特別警報 (2) 大雨(大雪) 特別警報 (3) 波浪特別警報 (4) 高潮特別警報 3 その他異常な自然現象又は人為的 原因による災害で市長(本部長) が 必要と認めたとき。	1 市内全域にわたって風水害、そ の他異常な自然現象もしくは人為 的原因による災害が発生又は予想 されるときで、市長(本部長) が 必要と認めたとき。																																																									
本部 設置	(市長が必要と認めたとき)	市災対本部設置	市災対本部設置																																																									
配備 要員 (※ 2)	各課の配備計画による。	各部長、及び第 1 配備時の要員と するが、状況に応じ各部長はさらに 必要な人員を増員し、配備する。	本部員全員をもってあたり、状況 によりただちに活動のできる体制 とする。																																																									
業務	必要に応じ、速やかに警戒 体制に移行するための情報 連絡活動等を円滑に行う。	相当の被害が近く発生することが 予想され、又は発生した場合に、所 掌する応急対策を迅速的確に行う。	甚大な被害が発生するおそれが あり、又は発生した場合に、市の総 力をあげて応急対策活動にあたる。																																																									
配備 体制	第 1 配備 準備体制	第 2 配備 初動(縮小) 体制	第 3 配備 警戒体制	第 4 配備 非常体制																																																								
	情報収集を行う体制、及び想定される 災害規模に応じた予防措置等の準備がで きる体制	情報収集と予防措置、軽微な応 急活動ができる体制	局地的に災害が発生し、 または発生する恐れが 高まり、警戒を強め、一 定規模の応急活動がで きる体制	全域に甚大な被害が発 生し、または発生する 恐れが高まり、市の総 力をあげて応急活動が できる体制																																																								
配備 時期	次の注意報のいづれ かが市の区域に発表 され、市長が災害の 発生が予想されると 認めたとき。 (1) 大雨 (2) 洪水 (3) 高潮	【自動参集】 次の警報又は特別警報のいづれ かが市の区域に発表されたとき。 (1) 大雨 (土砂災害) (2) 大雪 (3) 暴風 (4) 暴風雪 (5) 波浪 (特別警報に限る)	【自動参集】 次の警報又は特別警報の いづれかが市の区域に 発表されたとき。 (1) 大雨 (浸水害) (2) 大雨 (土砂災害・浸水 害) (3) 洪水 (4) 高潮	二																																																								
	鳥羽市タイムライン フェーズ 1～2 のと き	二	鳥羽市タイムライン フェーズ 3～5 のとき	二																																																								
	当該配備体制をとる必要があると本部長(市長) が認めたとき。																																																											
配備 要員	各部の所掌事務を遂行できる要員を配備する。(※1)			全職員参集する。																																																								
	各課の配備計画によ る。	各部の所掌事務を遂行できる要 員を配備する。(気象と所掌事務 を照らし、初動期の対応がない部 は、自宅待機を可とする)	各部の所掌事務を遂行で きる要員を配備する。部 長及び班長は全員参集す る。(※2)																																																									
設置 本部	市長が必要と認めた とき	災害対策本部設置 (※3)																																																										

(旧)	章 節 項	現 行	修 正	理 由												
91 (90)	第3部 台風接近時等の減災対策 第2章 災害対策本部機能の確保 第1節 準備・警戒体制の確保 第3項 対策	<u>2 職員の参集</u> <u>職員は、勤務時間外、休日等において、災害の発生又は発生するおそれがあることを知ったとき、次のとおり参集する。</u> <table><tr><th>第1配備</th><th>第2配備</th><th>第3配備</th></tr><tr><td>気象等注意報が発令され警戒体制に入る準備を整えるとき。 災害の発生が予想されるとき、配備要員は必要に応じて登庁し、また、配備要員以外の者も状況の推移に対応するため必要に応じて自宅待機とする。</td><td>気象等の警報が発令された時で配備要員は直ちに登庁すること。(交通機関のない場合は、できるだけ速やかに登庁の方法を講じて登庁すること。) 相当な被害が予想されるときは、配備要員以外の者にあっても状況の推移に対応するため、必要に応じて登庁する。</td><td>全職員は、勤務時間外、休日等において、非常体制に対応する災害発生又は発生するおそれがあることを知った場合は、連絡を待たずに、自ら所属へ参集する(第1参集場所)。 交通の途絶により所属機関への参集が不可能な場合には、下記に定める順により最寄りの機関へ参集する。 交通途絶時の各人の参集場所については、平常時から各班において把握しておくこととする。 ただし、災害により家族が死亡又は傷害を受けた場合は、必要な措置を講じた後に市災対本部に参加するものとする。 〔非常体制時参集場所〕 (第2参集場所) 最寄りの連絡所 (第3参集場所) 最寄りの公共施設 (第4参集場所) その他の最寄りの公共機関 (県伊勢庁舎・志摩庁舎等)</td></tr></table>	第1配備	第2配備	第3配備	気象等注意報が発令され警戒体制に入る準備を整えるとき。 災害の発生が予想されるとき、配備要員は必要に応じて登庁し、また、配備要員以外の者も状況の推移に対応するため必要に応じて自宅待機とする。	気象等の警報が発令された時で配備要員は直ちに登庁すること。(交通機関のない場合は、できるだけ速やかに登庁の方法を講じて登庁すること。) 相当な被害が予想されるときは、配備要員以外の者にあっても状況の推移に対応するため、必要に応じて登庁する。	全職員は、勤務時間外、休日等において、非常体制に対応する災害発生又は発生するおそれがあることを知った場合は、連絡を待たずに、自ら所属へ参集する(第1参集場所)。 交通の途絶により所属機関への参集が不可能な場合には、下記に定める順により最寄りの機関へ参集する。 交通途絶時の各人の参集場所については、平常時から各班において把握しておくこととする。 ただし、災害により家族が死亡又は傷害を受けた場合は、必要な措置を講じた後に市災対本部に参加するものとする。 〔非常体制時参集場所〕 (第2参集場所) 最寄りの連絡所 (第3参集場所) 最寄りの公共施設 (第4参集場所) その他の最寄りの公共機関 (県伊勢庁舎・志摩庁舎等)	<u>(2) 職員の参集</u> <u>ア 職員(会計年度任用職員を除く)</u> 勤務時間外、休日等において、災害の発生又は発生するおそれがあることを知ったとき、次のとおり参集する。 <table><tr><th>第1・2配備</th><td>・気象等注意報が発令され警戒体制に入る準備を整えるとき。 ・災害の発生が予想されるとき、配備要員は必要に応じて登庁し、また、配備要員以外の者も状況の推移に対応するため必要に応じて自宅待機とする。</td></tr><tr><th>第3配備</th><td>・気象等の警報が発令された時で配備要員は直ちに登庁すること。(交通機関のない場合は、できるだけ速やかに登庁の方法を講じて登庁すること。) ・相当な被害が予想されるときは、配備要員以外の者にあっても状況の推移に対応するため、必要に応じて登庁する。</td></tr><tr><th>第4配備</th><td>・全職員は、勤務時間外、休日等において、非常体制に対応する災害発生又は発生するおそれがあることを知った場合は、連絡を待たずに、自ら所属へ参集する(第1参集場所)。 ・交通の途絶により所属機関への参集が不可能な場合には、下記に定める順により最寄りの機関へ参集する。 ・交通途絶時の各人の参集場所については、平常時から各班において把握しておくこととする。 ただし、災害により家族が死亡又は傷害を受けた場合は、必要な措置を講じた後に市災対本部に参加するものとする。 〔非常体制時参集場所〕 (第2参集場所) 最寄りの連絡所 (第3参集場所) 最寄りの公共施設 (第4参集場所) その他の最寄りの公共機関(県伊勢庁舎・志摩庁舎等)</td></tr></table> <u>イ 会計年度任用職員</u> <u>勤務時間外、休日等において災害の発生又は発生するおそれがあることを知ったときは、必要に応じ各所属長等あらかじめ決めておいた方法で異常の有無を報告する。</u> <u>その後、通常の勤務命令時間での勤務に就くものとする。</u>	第1・2配備	・気象等注意報が発令され警戒体制に入る準備を整えるとき。 ・災害の発生が予想されるとき、配備要員は必要に応じて登庁し、また、配備要員以外の者も状況の推移に対応するため必要に応じて自宅待機とする。	第3配備	・気象等の警報が発令された時で配備要員は直ちに登庁すること。(交通機関のない場合は、できるだけ速やかに登庁の方法を講じて登庁すること。) ・相当な被害が予想されるときは、配備要員以外の者にあっても状況の推移に対応するため、必要に応じて登庁する。	第4配備	・全職員は、勤務時間外、休日等において、非常体制に対応する災害発生又は発生するおそれがあることを知った場合は、連絡を待たずに、自ら所属へ参集する(第1参集場所)。 ・交通の途絶により所属機関への参集が不可能な場合には、下記に定める順により最寄りの機関へ参集する。 ・交通途絶時の各人の参集場所については、平常時から各班において把握しておくこととする。 ただし、災害により家族が死亡又は傷害を受けた場合は、必要な措置を講じた後に市災対本部に参加するものとする。 〔非常体制時参集場所〕 (第2参集場所) 最寄りの連絡所 (第3参集場所) 最寄りの公共施設 (第4参集場所) その他の最寄りの公共機関(県伊勢庁舎・志摩庁舎等)	市配備基準の変更による。 「初動(縮小)体制」の追加 会計年度任用職員を含む全職員の行動要領について記載
第1配備	第2配備	第3配備														
気象等注意報が発令され警戒体制に入る準備を整えるとき。 災害の発生が予想されるとき、配備要員は必要に応じて登庁し、また、配備要員以外の者も状況の推移に対応するため必要に応じて自宅待機とする。	気象等の警報が発令された時で配備要員は直ちに登庁すること。(交通機関のない場合は、できるだけ速やかに登庁の方法を講じて登庁すること。) 相当な被害が予想されるときは、配備要員以外の者にあっても状況の推移に対応するため、必要に応じて登庁する。	全職員は、勤務時間外、休日等において、非常体制に対応する災害発生又は発生するおそれがあることを知った場合は、連絡を待たずに、自ら所属へ参集する(第1参集場所)。 交通の途絶により所属機関への参集が不可能な場合には、下記に定める順により最寄りの機関へ参集する。 交通途絶時の各人の参集場所については、平常時から各班において把握しておくこととする。 ただし、災害により家族が死亡又は傷害を受けた場合は、必要な措置を講じた後に市災対本部に参加するものとする。 〔非常体制時参集場所〕 (第2参集場所) 最寄りの連絡所 (第3参集場所) 最寄りの公共施設 (第4参集場所) その他の最寄りの公共機関 (県伊勢庁舎・志摩庁舎等)														
第1・2配備	・気象等注意報が発令され警戒体制に入る準備を整えるとき。 ・災害の発生が予想されるとき、配備要員は必要に応じて登庁し、また、配備要員以外の者も状況の推移に対応するため必要に応じて自宅待機とする。															
第3配備	・気象等の警報が発令された時で配備要員は直ちに登庁すること。(交通機関のない場合は、できるだけ速やかに登庁の方法を講じて登庁すること。) ・相当な被害が予想されるときは、配備要員以外の者にあっても状況の推移に対応するため、必要に応じて登庁する。															
第4配備	・全職員は、勤務時間外、休日等において、非常体制に対応する災害発生又は発生するおそれがあることを知った場合は、連絡を待たずに、自ら所属へ参集する(第1参集場所)。 ・交通の途絶により所属機関への参集が不可能な場合には、下記に定める順により最寄りの機関へ参集する。 ・交通途絶時の各人の参集場所については、平常時から各班において把握しておくこととする。 ただし、災害により家族が死亡又は傷害を受けた場合は、必要な措置を講じた後に市災対本部に参加するものとする。 〔非常体制時参集場所〕 (第2参集場所) 最寄りの連絡所 (第3参集場所) 最寄りの公共施設 (第4参集場所) その他の最寄りの公共機関(県伊勢庁舎・志摩庁舎等)															
		3 幹部職員への連絡系統	3 幹部職員への連絡系統	副本部長の変更												
92 (91)		<u>4 市災対本部の設置</u> <table><tr><td>副本部長</td><td>副市長、教育長、<u>会計管理者</u> ※市長に事故があった場合には、副市長、教育長、<u>会計管理者</u>の順に指揮をとる。</td></tr><tr><td><u>(追加)</u></td><td></td></tr></table>	副本部長	副市長、教育長、 <u>会計管理者</u> ※市長に事故があった場合には、副市長、教育長、 <u>会計管理者</u> の順に指揮をとる。	<u>(追加)</u>		<u>2 市災対本部の設置</u> <table><tr><td>副本部長</td><td>副市長、教育長 ※市長に事故があった場合には、副市長、教育長の順に指揮をとる。</td></tr><tr><td><u>代替庁舎</u></td><td><u>消防庁舎</u></td></tr></table>	副本部長	副市長、教育長 ※市長に事故があった場合には、副市長、教育長の順に指揮をとる。	<u>代替庁舎</u>	<u>消防庁舎</u>	消防庁舎の指定 副本部長の変更				
副本部長	副市長、教育長、 <u>会計管理者</u> ※市長に事故があった場合には、副市長、教育長、 <u>会計管理者</u> の順に指揮をとる。															
<u>(追加)</u>																
副本部長	副市長、教育長 ※市長に事故があった場合には、副市長、教育長の順に指揮をとる。															
<u>代替庁舎</u>	<u>消防庁舎</u>															
		【別 図】市災対本部の組織	【別 図】市災対本部の組織	副本部長の変更												
93 -94 (92 -93)		【別 表】所掌事務一覧表 1 予防期(平時に準備すること) <table><tr><th>各所属(所属長)</th><th>所掌事務</th><th>構成員</th></tr><tr><td>建設課</td><td>4 土砂災害警戒区域等の<u>市民への周知</u></td><td>(略)</td></tr></table>	各所属(所属長)	所掌事務	構成員	建設課	4 土砂災害警戒区域等の <u>市民への周知</u>	(略)	【別 表】所掌事務一覧表 1 予防期(平時に準備すること) <table><tr><th>各所属(所属長)</th><th>所掌事務</th><th>構成員</th></tr><tr><td>建設課</td><td>4 土砂災害警戒区域・<u>洪水浸水想定区域等の把握</u></td><td>(略)</td></tr></table>	各所属(所属長)	所掌事務	構成員	建設課	4 土砂災害警戒区域・ <u>洪水浸水想定区域等の把握</u>	(略)	実業務と整合
各所属(所属長)	所掌事務	構成員														
建設課	4 土砂災害警戒区域等の <u>市民への周知</u>	(略)														
各所属(所属長)	所掌事務	構成員														
建設課	4 土砂災害警戒区域・ <u>洪水浸水想定区域等の把握</u>	(略)														

(旧)	章 節 項	現 行	修 正	理 由																																																																									
107 (106)	第3部 第2章 第2節 第3項 対策 ■市が実施する対策 2 水防情報の収集・伝達	(2) 水位の監視 ① 総務部は、国土交通省ホームページ「川の防災情報」から通常水位計の「岩倉」及び「河内」の水位情報を収集し、監視を行う。併せて同省ホームページ「川の水位情報」から危機管理型水位計の「落口川 落口橋」「紙漣川 西ノ辻橋」「堀 通川 小坂橋」「加茂川 船津二号樋門・浜橋・登長谷橋」「 <u>落口川 落口橋</u> 」「鳥羽河内川 田城橋」「白木川 新寺垣橋」の水位情報についても収集し避難等判断の資とする。 地図内「船津2号樋門」	(2) 水位の監視 <u>ア</u> 総務部は、国土交通省ホームページ「川の防災情報」から通常水位計の「岩倉」及び「河内」の水位情報を収集し、監視を行う。併せて同省ホームページ「川の水位情報」から危機管理型水位計の「落口川 落口橋」「紙漣川 西ノ辻橋」「堀 通川 小坂橋」「加茂川 船津二号樋門・浜橋・登長谷橋」「鳥羽河内川 田城橋」「白木川 新寺垣橋」の水位情報についても収集し避難等判断の資とする。 地図内「船津2号樋門」	誤記修正																																																																									
108 (107)		(3) 通常水位計による水防警報・避難判断水位（特別警戒水位）の伝達 <table><tr><th rowspan="2">警戒レベル</th><th colspan="2">避難情報</th><th rowspan="2">河川水位</th><th>加茂川</th><th>河内川</th></tr><tr><th>情報の種類</th><th>発令者</th><th>岩倉</th><th>河 内</th></tr><tr><td>警戒レベル5</td><td><u>災害発生情報</u></td><td rowspan="3">市長</td><td>—</td><td colspan="2">既に災害が発生している、又は災害が予想されている状況</td></tr><tr><td rowspan="2">警戒レベル4</td><td><u>避難指示(緊急)</u></td><td>—</td><td rowspan="3">(略)</td><td>—</td></tr><tr><td><u>避難勧告</u></td><td><u>氾濫危険水位 ※1</u></td><td>(略)</td></tr><tr><td>警戒レベル3</td><td><u>避難準備・高齢者等避難開始</u></td><td><u>避難判断水位 ※2</u></td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>警戒レベル2</td><td>洪水注意報 大雨注意報</td><td rowspan="2">気象台長</td><td><u>氾濫注意水位 ※3</u></td><td rowspan="2">↑ <u>2. 1 0 m</u> (黄)</td><td rowspan="2">—</td></tr><tr><td>警戒レベル1</td><td>警報級の可能性</td><td><u>消防団待機水位 ※4</u></td><td><u>1. 8 0 m</u> (緑)</td></tr></table> (中略) 凡例： ↑（当該水位に到達後、 <u>更に</u> 水位の上昇が見込まれる場合）	警戒レベル	避難情報		河川水位	加茂川	河内川	情報の種類	発令者	岩倉	河 内	警戒レベル5	<u>災害発生情報</u>	市長	—	既に災害が発生している、又は災害が予想されている状況		警戒レベル4	<u>避難指示(緊急)</u>	—	(略)	—	<u>避難勧告</u>	<u>氾濫危険水位 ※1</u>	(略)	警戒レベル3	<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>	<u>避難判断水位 ※2</u>	—	—	警戒レベル2	洪水注意報 大雨注意報	気象台長	<u>氾濫注意水位 ※3</u>	↑ <u>2. 1 0 m</u> (黄)	—	警戒レベル1	警報級の可能性	<u>消防団待機水位 ※4</u>	<u>1. 8 0 m</u> (緑)	(3) 通常水位計による水防警報・避難判断水位（特別警戒水位）の伝達 <table><tr><th rowspan="2">警戒レベル</th><th colspan="2">避難情報</th><th rowspan="2">河川水位</th><th>加茂川</th><th>河内川</th></tr><tr><th>情報の種類</th><th>発令者</th><th>岩倉</th><th>河 内</th></tr><tr><td>警戒レベル5</td><td><u>緊急安全確保</u></td><td rowspan="3">市長</td><td>—</td><td colspan="2">既に災害が発生している、又は災害が予想されている状況</td></tr><tr><td>警戒レベル4</td><td><u>避難指示</u></td><td><u>はん濫危険水位 ※1</u></td><td rowspan="3">(略)</td><td>—</td></tr><tr><td>警戒レベル3</td><td><u>高齢者等避難</u></td><td><u>避難判断水位 ※2</u></td><td>—</td></tr><tr><td>警戒レベル2</td><td>洪水注意報 大雨注意報</td><td rowspan="2">気象台長</td><td><u>はん濫注意水位 ※3</u></td><td>↑ <u>1. 4 4 m</u> (黄)</td></tr><tr><td>警戒レベル1</td><td>警報級の可能性</td><td><u>消防団待機水位 ※4</u></td><td><u>0. 9 4 m</u> (緑)</td></tr></table> (中略) 凡例： ↑（当該水位に到達後、 <u>さらに</u> 水位の上昇が見込まれる場合）	警戒レベル	避難情報		河川水位	加茂川	河内川	情報の種類	発令者	岩倉	河 内	警戒レベル5	<u>緊急安全確保</u>	市長	—	既に災害が発生している、又は災害が予想されている状況		警戒レベル4	<u>避難指示</u>	<u>はん濫危険水位 ※1</u>	(略)	—	警戒レベル3	<u>高齢者等避難</u>	<u>避難判断水位 ※2</u>	—	警戒レベル2	洪水注意報 大雨注意報	気象台長	<u>はん濫注意水位 ※3</u>	↑ <u>1. 4 4 m</u> (黄)	警戒レベル1	警報級の可能性	<u>消防団待機水位 ※4</u>	<u>0. 9 4 m</u> (緑)	ガイドライン改正に伴う変更
警戒レベル	避難情報			河川水位	加茂川		河内川																																																																						
	情報の種類	発令者	岩倉		河 内																																																																								
警戒レベル5	<u>災害発生情報</u>	市長	—	既に災害が発生している、又は災害が予想されている状況																																																																									
警戒レベル4	<u>避難指示(緊急)</u>		—	(略)	—																																																																								
	<u>避難勧告</u>		<u>氾濫危険水位 ※1</u>		(略)																																																																								
警戒レベル3	<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>	<u>避難判断水位 ※2</u>	—		—																																																																								
警戒レベル2	洪水注意報 大雨注意報	気象台長	<u>氾濫注意水位 ※3</u>	↑ <u>2. 1 0 m</u> (黄)	—																																																																								
警戒レベル1	警報級の可能性		<u>消防団待機水位 ※4</u>			<u>1. 8 0 m</u> (緑)																																																																							
警戒レベル	避難情報		河川水位	加茂川	河内川																																																																								
	情報の種類	発令者		岩倉	河 内																																																																								
警戒レベル5	<u>緊急安全確保</u>	市長	—	既に災害が発生している、又は災害が予想されている状況																																																																									
警戒レベル4	<u>避難指示</u>		<u>はん濫危険水位 ※1</u>	(略)	—																																																																								
警戒レベル3	<u>高齢者等避難</u>		<u>避難判断水位 ※2</u>		—																																																																								
警戒レベル2	洪水注意報 大雨注意報	気象台長	<u>はん濫注意水位 ※3</u>		↑ <u>1. 4 4 m</u> (黄)																																																																								
警戒レベル1	警報級の可能性		<u>消防団待機水位 ※4</u>	<u>0. 9 4 m</u> (緑)																																																																									
110 (109)		■その他の防災関係機関が実施する対策 別表1 特別警報、警報の種類と概要 <table><tr><th colspan="2">種 類</th><th>概要</th></tr><tr><td rowspan="2">特別警報</td><td>大雨特別警報</td><td>大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 <u>(追加)</u></td></tr><tr><td>高潮特別警報</td><td>台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。<u>(追加)</u></td></tr><tr><td rowspan="3">警 報</td><td>大雨警報</td><td>大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。<u>(追加)</u></td></tr><tr><td>洪水警報</td><td>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。<u>(追加)</u></td></tr><tr><td>高潮警報</td><td>台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。<u>(追加)</u></td></tr></table>	種 類		概要	特別警報	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 <u>(追加)</u>	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。 <u>(追加)</u>	警 報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 <u>(追加)</u>	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。 <u>(追加)</u>	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>(追加)</u>	■その他の防災関係機関が実施する対策 別表1 特別警報、警報の種類と概要 <table><tr><th colspan="2">種 類</th><th>概要</th></tr><tr><td rowspan="2">特別警報</td><td>大雨特別警報</td><td>大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 <u>災害が既に発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当する。</u></td></tr><tr><td>高潮特別警報</td><td>台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。<u>避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。</u></td></tr><tr><td rowspan="3">警 報</td><td>大雨警報</td><td>大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。<u>高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。</u></td></tr><tr><td>洪水警報</td><td>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。<u>高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。</u></td></tr><tr><td>高潮警報</td><td>台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。<u>避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。</u></td></tr></table>	種 類		概要	特別警報	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 <u>災害が既に発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当する。</u>	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。 <u>避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。</u>	警 報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 <u>高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。</u>	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。 <u>高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。</u>	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。</u>	県防災計画に整合(P184)																																											
種 類		概要																																																																											
特別警報	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 <u>(追加)</u>																																																																											
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。 <u>(追加)</u>																																																																											
警 報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 <u>(追加)</u>																																																																											
	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。 <u>(追加)</u>																																																																											
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>(追加)</u>																																																																											
種 類		概要																																																																											
特別警報	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 <u>災害が既に発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当する。</u>																																																																											
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。 <u>避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。</u>																																																																											
警 報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 <u>高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。</u>																																																																											
	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。 <u>高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。</u>																																																																											
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。</u>																																																																											

(旧)		章 節 項		現 行		修 正		理 由																									
111 (110)		第 3 部 台風接近時等の減災対策 第 2 章 災害対策本部機能の確保 第 2 節 予報・警報等の伝達及び情報収集体制の確保		別表 2 注意報の種類と概要		別表 2 注意報の種類と概要		県防災計画に整合（P185）																									
				<table><tr><th colspan="2">種 類</th><th>概 要</th></tr><tr><td>注 意 報 象</td><td>大雨注意報</td><td>大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される。 <u>(追加)</u></td></tr><tr><td colspan="2">洪水注意報</td><td>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される。 <u>(追加)</u></td></tr><tr><td colspan="2">高潮注意報</td><td>台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される。 <u>(追加)</u></td></tr></table>		種 類		概 要	注 意 報 象	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される。 <u>(追加)</u>	洪水注意報		大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される。 <u>(追加)</u>	高潮注意報		台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される。 <u>(追加)</u>	<table><tr><th colspan="2">種 類</th><th>概 要</th></tr><tr><td>注 意 報 象</td><td>大雨注意報</td><td>大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される。 <u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u></td></tr><tr><td colspan="2">洪水注意報</td><td>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される。 <u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u></td></tr><tr><td colspan="2">高潮注意報</td><td>台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される。 <u>避難に備え災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。</u></td></tr></table>		種 類		概 要	注 意 報 象	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される。 <u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u>	洪水注意報		大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される。 <u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u>	高潮注意報		台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される。 <u>避難に備え災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。</u>		
種 類		概 要																															
注 意 報 象	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される。 <u>(追加)</u>																															
洪水注意報		大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される。 <u>(追加)</u>																															
高潮注意報		台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される。 <u>(追加)</u>																															
種 類		概 要																															
注 意 報 象	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される。 <u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u>																															
洪水注意報		大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される。 <u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u>																															
高潮注意報		台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される。 <u>避難に備え災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。</u>																															
112 -113 (111)				■地域・市民が実施する自助・共助の対策 1 風水害からの自衛措置 (1) 気象情報の収集及び避難の準備 市民は、市が発行するハザードマップ等により、自らが居住等する地域に発生する洪水や高潮、土砂災害等の災害によるリスクを把握するよう努めるとともに、大雨や暴風が予想される場合は、テレビ、ラジオ、インターネット、防災行政無線やとばメール等を通じて、気象情報や市の発令する警戒レベル <u>(避難勧告等避難判断情報)</u> の収集に注意を払う。 また、自宅等の立地条件から、避難所等への立ち退き避難が必要か、または自宅等の上層階など安全な部屋に移動（垂直避難）することで十分かどうかを判断し、市から警戒レベルに応じた <u>避難勧告等の避難判断情報</u> が発令された場合に速やかに避難行動を起こすための準備を行う。		■地域・市民が実施する自助・共助の対策 1 風水害からの自衛措置 (1) 気象情報の収集及び避難の準備 市民は、市が発行するハザードマップ等により、自らが居住等する地域に発生する洪水や高潮、土砂災害等の災害によるリスクを把握するよう努めるとともに、大雨や暴風が予想される場合は、テレビ、ラジオ、インターネット、防災行政無線やとばメール等を通じて、気象情報や市の発令する警戒レベル <u>(避難情報)</u> の収集に注意を払う。 また、自宅等の立地条件から、避難所等への立ち退き避難が必要か、または自宅等の上層階など安全な部屋に移動（垂直避難）することで十分かどうかを判断し、市から警戒レベルに応じた <u>避難情報</u> が発令された場合に速やかに避難行動を起こすための準備を行う。		ガイドライン 改正に伴う変更																									
113 (112)				(2) 警戒レベル3 <u>(避難準備・高齢者等避難開始)</u> 発表時の対応 市民は、自らが居住等する地域に市から警戒レベル3 <u>(避難準備・高齢者等避難開始)</u> が発表された場合は、立ち退き避難または自宅の2階などへの垂直避難を行うため、飲料水・食料や衣類、貴重品、日用品等の非常持ち出し品を準備するなど、速やかに避難行動を起こせるよう備える。 また、避難に時間を有する要配慮者等（ご高齢の方、障がいのある方、乳幼児等とその支援者）は、警戒レベル3 <u>(避難準備・高齢者等避難開始)</u> 発表時点で避難を開始する。 (3) 警戒レベル4 <u>(避難勧告)</u> 発令時の対応 市民は、自らが居住等する地域に市から警戒レベル4 <u>(避難勧告)</u> が発表された場合は、身の安全を図るため、速やかに避難を行う。 （中略） <u>(4) 警戒レベル4（避難指示（緊急））について</u> <u>避難指示（緊急）は、災害が発生するおそれが極めて高い状況等（発生しているが、市が発生を把握していない場合を含む）で、地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合等に限り発令されるため、通常は発令されない。</u> <u>(5) 警戒レベル5（災害発生情報）発令時の対応</u> 既に <u>災害が発生している状況であるため、速やかに避難を行うか、それができない場合は</u> 生命を守ることを最優先した行動をとる。		(2) 警戒レベル3 <u>(高齢者等避難)</u> 発表時の対応 市民は、自らが居住等する地域に市から警戒レベル3 <u>(高齢者等避難)</u> が発表された場合は、立ち退き避難または自宅の2階などへの垂直避難を行うため、飲料水・食料や衣類、貴重品、日用品等の非常持ち出し品を準備するなど、速やかに避難行動を起こせるよう備える。 また、避難に時間を有する要配慮者等（ご高齢の方、障がいのある方、乳幼児等とその支援者）は、警戒レベル3 <u>(高齢者等避難)</u> 発表時点で避難を開始する。 (3) 警戒レベル4 <u>(避難指示)</u> 発令時の対応 市民は、自らが居住等する地域に市から警戒レベル4 <u>(避難指示)</u> が発表された場合は、身の安全を図るため、速やかに避難を行う。 （中略） <u>(削除)</u> <u>(4) 警戒レベル5（緊急安全確保）発令時の対応</u> 既に <u>安全な避難ができず命が危険な状況であるため、速やかに</u> 生命を守ることを最優先した行動をとる。																											
114 (113)		第 3 部 台風接近時等の減災対策 第 3 章 避難誘導体制の確保 第 1 節 避難所の開設及び早期避難の促進		第1項 活動方針 ○市内で大規模な被害の発生が危惧される台風等の接近が予想される時には、適時適切に <u>避難勧告等</u> を発令するための情報収集を行う。 ○地区指定員に対し（以下略）		第1項 活動方針 ○市内で大規模な被害の発生が危惧される台風等の接近が予想される時には、適時適切に <u>避難情報</u> を発令するための情報収集を行う。 ○地区指定員に対し（以下略）		ガイドライン 改正に伴う変更																									

ページ (旧)	章 節 項	現 行		修 正		理 由
114 (115)	第 3 部 台風接近時等の減災対策 第 3 章 非難誘導体制の確保 第 1 節 避難所の開設及び早期避難の促進 第 3 項 対策 ■市が実施する対策	イ 土砂災害		イ 土砂災害		避難情報に関するガイドラインへの変更による
		警戒レベル	発令する避難情報及びスネークライン	国・市町村等が避難に関して判断する気象庁発表の情報※3及び市民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報	警戒レベル 避難情報（市が発令）及びスネークライン 土砂災害の危険度（気象台が発表）	
		警戒レベル 5	災害発生情報※1	（・大雨特別警報（土砂災害）※4）	緊急安全確保 極めて危険	
		警戒レベル 4	避難指示（緊急）※2  避難勧告 	・土砂災害に関するメッシュ情報（極めて危険：濃紫）※5 ・土砂災害警戒情報 ・土砂災害に関するメッシュ情報（非常に危険：紫）	警戒レベル 4 	・非常に危険（警戒レベル4相当）
		警戒レベル 3	避難準備・高齢者等避難開始 	・大雨情報（土砂災害） ・土砂災害に関するメッシュ情報（警戒）	警戒レベル 3 	・警戒（警戒レベル3相当）
		警戒レベル 2	洪水注意報 大雨注意報	・土砂災害に関するメッシュ情報（注意）	警戒レベル 2	・注意（警戒レベル2相当）
		警戒レベル 1	警報級の可能性		警戒レベル 1	警報級の可能性
		※1 可能な範囲で発令 ※2 緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令（必ず出されるものではない。） ※3 市町村等が発令する避難勧告等は、市町村等が総合的に判断して発令するものであり、警戒レベル相当情報が発出されたとしても必ずしも発令されるものではない。 ※4 大雨特別警報は、洪水や土砂災害の発生情報ではない。災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として「警戒レベル5相当情報（洪水）」や「警戒レベル5相当情報（土砂災害）」として運用する。ただし警戒レベル5の災害発生情報の基準としては用いない。 ※5 （極めて危険）については、「避難指示（緊急）」の発令を判断するための情報		（削除） ※避難情報は、市が総合的に判断して発令するものであり、警戒レベル相当情報が発出されたとしても必ずしも発令されるものではない。 （削除） （削除）		
116 (116)		(3) 避難情報に含める内容（略） ア 警戒レベルと市民等のとるべき行動を端的に2回 イ 避難勧告等の用例 ウ 災害が切迫している状況 エ 市民等のとるべき行動 ※緊急速報メールに関しては消防庁の示す様式に沿って、市民等に周知を図る。		(3) 避難情報に含める内容（略） ア 「緊急放送」又は警戒レベルを2回 （削除） イ 災害が切迫している状況 ウ 市民等のとるべき行動 ※緊急速報メールに関しては消防庁の示す様式に沿って、市民等に周知を図る。		ガイドライン改正に伴う変更

(旧)	章 節 項	現 行	修 正	理 由
116 (116)	第 3 部 台風接近時等の減災対策 第 3 章 避難誘導体制の確保 第 1 節 避難所の開設及び早期避難の促進 第 3 項 対策 ■市が実施する対策	3 避難所の開設 警戒レベル 3（ <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> ）、警戒レベル 4（ <u>避難勧告、避難指示（緊急）</u> ）を発令する必要がある場合は、あらかじめ指定されている避難所に地区指定員を派遣し、速やかに避難所を開設する。 また、避難所を設置したときは、以下の事項についてただちに県に報告する。 (1) 避難の種類：自主避難、 <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</u> (2) 避難所開設の日時及び場所 (3) 箇所数及び収容人員 4 避難の実施 雨量や河川水位情報、土砂災害警戒判定メッシュ情報等を確認し、あらかじめ定める <u>避難勧告等</u> 判断基準に達した場合は、災害発生の危険のある地域に対し、速やかに <u>避難勧告等</u> を発令する。 （中略） また、災害発生が差し迫った状況ではない場合でも、津地方気象台の発表する気象予測等により今後の大雨等が予測され、夜間避難など <u>避難勧告等</u> 判断基準に達してから避難を開始すると避難活動が困難になると予想される場合は、早期の避難所開設や <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> の発令等を検討する。	3 避難所の開設 警戒レベル 3（ <u>高齢者等避難</u> ）、警戒レベル 4（ <u>避難指示</u> ）を発令する必要がある場合は、あらかじめ指定されている避難所に地区指定員を派遣し、速やかに避難所を開設する。 また、避難所を設置したときは、以下の事項についてただちに県に報告する。 (1) 避難の種類：自主避難、 <u>高齢者等避難、避難指示</u> (2) 避難所開設の日時及び場所 (3) 箇所数及び収容人員 4 避難の実施 雨量や河川水位情報、土砂災害警戒判定メッシュ情報等を確認し、あらかじめ定める <u>避難情報</u> 判断基準に達した場合は、災害発生の危険のある地域に対し、速やかに <u>避難情報</u> を発令する。 （中略） また、災害発生が差し迫った状況ではない場合でも、津地方気象台の発表する気象予測等により今後の大雨等が予測され、夜間避難など <u>避難情報</u> 判断基準に達してから避難を開始すると避難活動が困難になると予想される場合は、早期の避難所開設や <u>高齢者等避難</u> の発令等を検討する。	ガイドライン 改正に伴う変更
	■市民が実施する対策	1 <u>避難勧告等</u> 発令時の行動 市民は、市が発令する <u>避難勧告等</u> の意味を理解し、また、洪水ハザードマップや土砂災害 <u>危険箇所図</u> 等により、あらかじめ自らの居住等をする地域で災害が発生した場合の様相を把握し、どのような段階でどのような避難行動（市指定避難場所や屋内の安全な場所への避難等）をとるべきかを把握しておき、 <u>避難勧告等</u> が発令された場合は、速やかに避難を行うなど、身の安全を守る措置をとる。	1 <u>避難情報</u> 発令時の行動 市民は、市が発令する <u>避難情報</u> の意味を理解し、また、洪水ハザードマップや土砂災害 <u>ハザードマップ</u> 等により、あらかじめ自らの居住等をする地域で災害が発生した場合の様相を把握し、どのような段階でどのような避難行動（市指定避難場所や屋内の安全な場所への避難等）をとるべきかを把握しておき、 <u>避難情報</u> が発令された場合は、速やかに避難を行うなど、身の安全を守る措置をとる。	
117 (117)	第 3 部 台風接近時等の減災対策 第 3 章 避難誘導体制の確保 第 3 部 台風接近時等の減災対策 第 3 章 避難誘導体制の確保 第 2 節 <u>避難行動要支援者</u> の保護 第 3 項 対策 ■市が実施する対策	第 2 節 <u>避難行動要支援者</u> の保護 2 要配慮者利用施設利用者の受入調整等 避難が必要な要配慮者利用施設の利用者について、必要に応じて他施設での受入れ調整等を行う。 【資料編：20 要配慮者利用施設等一覧表 (P221)】 3 避難行動要支援者の避難行動支援 避難情報等を発令した場合、避難行動に支障をきたす避難行動要支援者がいる場合は、避難支援等関係者の協力を得て、避難行動支援等を行う。 <u>(追加)</u>	第 2 節 <u>要配慮者</u> の保護 2 要配慮者利用施設利用者の受入調整等 避難が必要な要配慮者利用施設の利用者について、必要に応じて他施設での受入れ調整等を行う。 【資料編：20 要配慮者利用施設等一覧表 (P293)】 3 避難行動要支援者の避難行動支援 避難情報等を発令した場合、避難行動に支障をきたす避難行動要支援者がいる場合は、避難支援等関係者の協力を得て、避難行動支援等を行う。 <u>この際、外国人の被災・避難状況の確認に資するような外国人雇用企業、留学生が在籍する学校、国際交流関係団体等の情報入手に努め、関係各課の情報共有を図る。</u> <u>また、現在も各課で実施している多言語での情報提供手段である「市ホームページ」「避難掲示板（防災ボード）」の多言語表記、市内各避難所への「多言語表示シート」等についてさらに充実を図る。</u> <u>参考・「Safety tips」（外国人旅行者向け災害情報提供アプリ：観光庁監修）</u> <u>・「NHK WORLD－JAPAN」（外国人向け情報提供）</u>	要配慮者についても記載 資料編の変更による 県意見の反映 （ダイバーシティ社会推進課）
121 (124)	第 3 部 台風接近時等の減災対策 第 4 章 災害未然防止活動 第 2 節 水防活動体制の確保 第 3 項 対策 ■市が実施する対策	1 水防活動の実施 (1) 巡視 <u>水防管理者</u> は、水防作業員等の安全が確保できる範囲内で、水防計画に基づき、区域内の河川・海岸堤防等を巡視し、水防上危険と認められる箇所を発見したときは、当該河川、海岸等の施設管理者に報告して必要な処置を求める。	1 水防活動の実施 (1) 巡視 <u>水防管理者（市長）</u> は、水防作業員等の安全が確保できる範囲内で、水防計画に基づき、区域内の河川・海岸堤防等を巡視し、水防上危険と認められる箇所を発見したときは、当該河川、海岸等の施設管理者に報告して必要な処置を求める。	水防法に基づき、注釈を追加
122 (125)		【参考】 1 水防組織及び管轄 水防組織は消防団が担い、その管轄区域は資料編のとおりとし、水防に関する気象予警報等の通知があった時から洪水又は高潮による危険が解消するまでの間、消防本部に水防本部を設置する。	【参考】 1 水防組織及び管轄 水防組織は消防団が担い、その管轄区域は地域防災計画【資料編：10 水防団（消防団）の組織及び管轄地域一覧表 (P32)】のとおりとし、水防に関する気象予警報等の通知があった時から洪水又は高潮による危険が解消するまでの間、消防本部に水防本部を設置する。	標記の統一
124 (126)	第 3 部 台風接近時等の減災対策 第 4 章 災害未然防止活動 第 3 節 市民等による安全確保	2 主要対策項目 対策（活動）項目 主担当部 活動開始（準備）時期等 重要な収集情報（主な収集先） 避難勧告等の伝達・報告 総務部 避難勧告等発令時 －	2 主要対策項目 対策（活動）項目 主担当部 活動開始（準備）時期等 重要な情報（主な収集先） 避難情報の伝達・報告 総務部 避難情報発令時 －	ガイドライン 改正に伴う変更
124 ・125 (126)	第 3 部 台風接近時等の減災対策 第 4 章 災害未然防止活動 第 3 節 市民等による安全確保 第 3 項 対策 ■市が実施する対策	1 避難勧告等の伝達・報告 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）を発令する場合は、防災行政無線、とばメール及び緊急速報メールや報道機関への情報提供等、様々な手段を用いて市民等への伝達を行う。 また、 <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)</u> を発令した場合は、速やかに県災対本部へ報告を行う。	1 避難情報の伝達・報告 高齢者等避難、避難指示を発令する場合は、防災行政無線、とばメール及び緊急速報メールや報道機関への情報提供等、様々な手段を用いて市民等への伝達を行う。 また、 <u>高齢者等避難、避難指示</u> を発令した場合は、速やかに県災対本部へ報告を行う。	

ページ (旧)	章 節 項	現 行	修 正	理 由																
149 (150)	第4部 発災後の応急対策 第1章 災害対策本部活動の実施 第4節 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用 第3項 対策	■市が実施する対策 4 市民への情報提供等 (1) 市民への情報提供（前略） 上記（前頁）の広報にあたっては、文字放送、外国語放送など様々な広報手段を活用し、 <u>災害時要援護者</u> に配慮したわかりやすい情報伝達に努める。 （後略）	■市が実施する対策 4 市民への情報提供等 (1) 市民への情報提供（前略） 上記（前頁）の広報にあたっては、文字放送、外国語放送など様々な広報手段を活用し、 <u>要配慮者</u> に配慮したわかりやすい情報伝達に努める。 （後略）	災害対策基本法の改正(H26)にともなう修正漏れ																
150 (152)	第4部 発災後の応急対策 第1章 災害対策本部活動の実施 第5節 受援体制の整備 第3項 対策	■市が実施する対策 1 各協定等に基づく応援要請 ① 応急措置及び災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、三重県市町応援協定等の各協定及び基本法第67条並びに第68条や総務省「被災市区町村応援職員確保システム」等に基づき、協定市町及び県に対し応援を求め、主に県内市町からの支援により、災害応急対策に万全を期する。 4 受援体制の構築・計画の整備 ③ <u>受援体制の構築に先立ち、以下の項目について受援計画を策定する。</u> <u>（表略）</u> ④ 本市が締結している（以下略）	■市が実施する対策 1 各協定等に基づく応援要請 (1) 応急措置及び災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは「 <u>鳥羽市災害時受援計画（令和3年3月）</u> 」並びに、三重県市町応援協定等の各協定・基本法第67条並びに第68条や総務省「被災市区町村応援職員確保システム」等に基づき、協定市町及び県に対し応援を求め、主に県内市町からの支援により、災害応急対策に万全を期する。 4 受援体制の整備 <u>（削除）</u> (3) 本市が締結している（以下略）	市受援計画策定のため																
153 (155)	第4部 発災後の応急対策 第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施策等 第1節 緊急の交通・輸送機能の応急対策 第3項 対策	■市が実施する対策 3 道路パトロールと緊急時の措置 (1) 道路パトロール 建設部は、参集した職員に応じてパトロール班を配置し、 <u>異常時における</u> 要注意箇所を重点的にパトロールを実施する。 <u>（追加）</u>	■市が実施する対策 3 道路パトロールと緊急時の措置 (1) 道路パトロール 建設部は、参集した職員に応じてパトロール班を配置し、 <u>安全を確保できる範囲で異常時における</u> 要注意箇所を重点的にパトロールを実施する。 <u>この際、タイムライン運用時にはゼロ・アワーを考慮した行動を心掛ける。</u>	職員の安全確保について追加																
154 (156)	第4部 発災後の応急対策 第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急対策 第2節 公共土木施設被災時の応急対策	第2節 公共土木施設被災時の応急対策 【 <u>主担当部</u> ：建設部、農水商工部】 第2項 主要対策項目（道路、橋梁はじめ公共土木施設及び農林水産施設にかかる応急対策） <table><tr><th>対策（活動）項目</th><th>主担当部</th><th>活動開始（準備）時期等</th><th>重要な<u>収集情報</u></th></tr><tr><td>土砂災害発生時の応急対策</td><td>建設部 農水商工部</td><td>【発災2時間以内】 被害発生を確認次第</td><td>・被害状況（町内会等、道路管理者等）</td></tr></table>	対策（活動）項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な <u>収集情報</u>	土砂災害発生時の応急対策	建設部 農水商工部	【発災2時間以内】 被害発生を確認次第	・被害状況（町内会等、道路管理者等）	第2節 公共土木施設被災時の応急対策 【 <u>主担当部</u> ：建設部、農水商工部、 <u>総務部</u> 】 第2項 主要対策項目（道路、橋梁はじめ公共土木施設及び農林水産施設にかかる応急対策） <table><tr><th>対策（活動）項目</th><th>主担当部</th><th>活動開始（準備）時期等</th><th>重要な<u>情報（主な収集先）</u></th></tr><tr><td>土砂災害発生時の応急対策</td><td>建設部 農水商工部 <u>総務部</u></td><td>【発災2時間以内】 被害発生を確認次第</td><td>・被害状況（町内会等、道路管理者等）</td></tr></table>	対策（活動）項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な <u>情報（主な収集先）</u>	土砂災害発生時の応急対策	建設部 農水商工部 <u>総務部</u>	【発災2時間以内】 被害発生を確認次第	・被害状況（町内会等、道路管理者等）	所掌業務に整合
対策（活動）項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な <u>収集情報</u>																	
土砂災害発生時の応急対策	建設部 農水商工部	【発災2時間以内】 被害発生を確認次第	・被害状況（町内会等、道路管理者等）																	
対策（活動）項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な <u>情報（主な収集先）</u>																	
土砂災害発生時の応急対策	建設部 農水商工部 <u>総務部</u>	【発災2時間以内】 被害発生を確認次第	・被害状況（町内会等、道路管理者等）																	
164 (166)	第4部 発災後の応急対策 第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急対策 第4節 ヘリコプターの運用	防災ヘリコプター緊急運航要請書 <table><tr><td>7 現場との連絡手段</td><td>無線種別 <u>（全国波、県波、市町波）</u> 現場指揮本部（車）呼出名（コールサイン）</td></tr><tr><td>8 要請(略)理由</td><td>* （略）</td></tr><tr><td>目標</td><td>別添地図のとおり * 目標が明確となる大きめの図面を添付<u>のうえ、ゼンリン住宅地図のページを記入</u></td></tr></table> 三重県防災航空隊 <u>ファックス 059-235-2557</u>	7 現場との連絡手段	無線種別 <u>（全国波、県波、市町波）</u> 現場指揮本部（車）呼出名（コールサイン）	8 要請(略)理由	* （略）	目標	別添地図のとおり * 目標が明確となる大きめの図面を添付 <u>のうえ、ゼンリン住宅地図のページを記入</u>	防災ヘリコプター緊急運航要請書 <table><tr><td>7 現場との連絡手段</td><td>無線種別 <u>デジタル（主運用波・統制波 1 2 3 ）</u> 現場指揮本部（車）呼出名（コールサイン）</td></tr><tr><td>8 要請(略)理由</td><td>* （略）</td></tr><tr><td>目標</td><td>別添地図のとおり * 目標が明確となる大きめの図面を添付<u>する。</u></td></tr></table> 三重県防災航空隊 <u>衛星系防災ファックス 8-145</u>	7 現場との連絡手段	無線種別 <u>デジタル（主運用波・統制波 1 2 3 ）</u> 現場指揮本部（車）呼出名（コールサイン）	8 要請(略)理由	* （略）	目標	別添地図のとおり * 目標が明確となる大きめの図面を添付 <u>する。</u>	最新の状態に修正				
7 現場との連絡手段	無線種別 <u>（全国波、県波、市町波）</u> 現場指揮本部（車）呼出名（コールサイン）																			
8 要請(略)理由	* （略）																			
目標	別添地図のとおり * 目標が明確となる大きめの図面を添付 <u>のうえ、ゼンリン住宅地図のページを記入</u>																			
7 現場との連絡手段	無線種別 <u>デジタル（主運用波・統制波 1 2 3 ）</u> 現場指揮本部（車）呼出名（コールサイン）																			
8 要請(略)理由	* （略）																			
目標	別添地図のとおり * 目標が明確となる大きめの図面を添付 <u>する。</u>																			
165 (167)	第4部 発災後の応急対策 第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急対策 第4節 ヘリコプターの運用	* 以下の項目は、防災航空隊での出動の可否を決定後、連絡します。 <table><tr><td>1 使用無線等</td><td>無線種別 <u>（全国波、県波、市町波）</u> 現場指揮本部（車）呼出名（コールサイン）</td></tr><tr><td>4 燃料の確保</td><td>要手配・手配不要 <u>2L</u>（ドラム缶 本）</td></tr></table>	1 使用無線等	無線種別 <u>（全国波、県波、市町波）</u> 現場指揮本部（車）呼出名（コールサイン）	4 燃料の確保	要手配・手配不要 <u>2L</u> （ドラム缶 本）	* 以下の項目は、防災航空隊での出動の可否を決定後、連絡します。 <table><tr><td>1 使用無線等</td><td>無線種別 <u>デジタル（主運用波・統制波 1 2 3 ）</u> 現場指揮本部（車）呼出名（コールサイン）</td></tr><tr><td>4 燃料の確保</td><td>要手配・手配不要 <u>L</u>（ドラム缶 本）</td></tr></table>	1 使用無線等	無線種別 <u>デジタル（主運用波・統制波 1 2 3 ）</u> 現場指揮本部（車）呼出名（コールサイン）	4 燃料の確保	要手配・手配不要 <u>L</u> （ドラム缶 本）	最新の状態に修正								
1 使用無線等	無線種別 <u>（全国波、県波、市町波）</u> 現場指揮本部（車）呼出名（コールサイン）																			
4 燃料の確保	要手配・手配不要 <u>2L</u> （ドラム缶 本）																			
1 使用無線等	無線種別 <u>デジタル（主運用波・統制波 1 2 3 ）</u> 現場指揮本部（車）呼出名（コールサイン）																			
4 燃料の確保	要手配・手配不要 <u>L</u> （ドラム缶 本）																			
166 (168)	第4部 発災後の応急対策 第3章 救助・救急及び医療・救護活動 第1節 救助・救急活動 第3項 対策	■市が実施する対策 1 救助・救急活動の実施及び調整 (2) 協定に基づく応援要請 市は、災害の規模が大きく他市町の応援を必要とする場合等に、「三重県内消防相互応援協定」に基づき、県内消防相互応援隊の <u>応援出動を要請する。</u> また、災害の状況により、県内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して、「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」に基づき、緊急消防援助隊の <u>応援出動を要請する。</u>	■市が実施する対策 1 救助・救急活動の実施及び調整 (2) 協定に基づく応援要請 市は、災害の規模が大きく他市町の応援を必要とする場合等に、「三重県内消防相互応援協定」に基づき、県内消防相互応援隊の <u>応援出動を様式1（P168）により要請する。</u> また、災害の状況により、県内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して、「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」に基づき、緊急消防援助隊の <u>応援出動を様式2（P169）により要請する。</u>	計画の具体化																

ページ (旧)	章 節 項	現 行	修 正	理 由																																
168 169		<u>(追加)</u>	様式１「三重県内消防相互応援隊要請連絡」、様式２「応援等要請のための連絡事項」 																																	
173 (173)	第４部 発災後の応急対策 第４章 緊急避難対策 第１節 避難の指示等及び避難場所・避難所の運営	第１項 活動方針 ○<u>避難勧告等</u>発令基準に基づく<u>避難の指示等を出</u>した場合は、あらゆる手段を尽くして市民へ伝達する。 (以下略) 第２項 主要対策項目 <table><tr><th>対策(活動)項目</th><th>主担当部</th><th>活動開始(準備)時期等</th><th>重要な<u>収集情報</u>(収集先)</th></tr><tr><td><u>警戒レベル(避難勧告等)</u>の伝達</td><td>(略)</td><td>【発災のおそれがある場合】 <u>避難勧告等</u>発令基準に基づく事象発生後速やかに</td><td>(略)</td></tr><tr><td>避難所(一次避難)の開設及び避難誘導</td><td>(略)</td><td>【発災直後】 <u>避難勧告等</u>発表後速やかに</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> 第３項 対策 ■市が実施する対策 １ 警戒レベル <u>(避難勧告等)</u> 市民への伝達 (１) 警戒レベル <u>(避難勧告等)</u> の発令 洪水・浸水、土砂崩れ及び高潮等の発生により人命の危険が予測される場合、その他市民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、当該地域の市民に対して避難のための警戒レベル４ <u>(避難勧告)</u> を発令する。この場合、市長は、その旨を知事に報告する。 また、警戒レベル４ <u>(避難勧告)</u> のほか、必要に応じて警戒レベル３ <u>(避難準備・高齢者等避難開始)</u> や警戒レベル４ <u>(避難指示(緊急))</u> を発令し、適切な避難誘導を実施する。その際、危険の切迫性に応じて <u>勧告等</u> の伝達文の内容を工夫するなど、市民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。(以下略)	対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な <u>収集情報</u> (収集先)	<u>警戒レベル(避難勧告等)</u> の伝達	(略)	【発災のおそれがある場合】 <u>避難勧告等</u> 発令基準に基づく事象発生後速やかに	(略)	避難所(一次避難)の開設及び避難誘導	(略)	【発災直後】 <u>避難勧告等</u> 発表後速やかに	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	第１項 活動方針 ○発令基準に基づく <u>避難情報を発令</u>した場合は、あらゆる手段を尽くして市民へ伝達する。 (以下略) 第２項 主要対策項目 <table><tr><th>対策(活動)項目</th><th>主担当部</th><th>活動開始(準備)時期等</th><th>重要な<u>情報(主な収集先)</u></th></tr><tr><td><u>避難情報</u>の伝達</td><td>(略)</td><td>【発災のおそれがある場合】 <u>避難情報</u>発令基準に基づく事象発生後速やかに</td><td>(略)</td></tr><tr><td>避難所(一次避難)の開設及び避難誘導</td><td>(略)</td><td>【発災直後】 <u>避難情報</u>発表後速やかに</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> 第３項 対策 ■市が実施する対策 １ <u>避難情報</u>の市民への伝達 (１) <u>避難情報</u>の発令 洪水・浸水、土砂崩れ及び高潮等の発生により人命の危険が予測される場合、その他市民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、当該地域の市民に対して避難のための警戒レベル４ <u>(避難指示)</u> を発令する。この場合、市長は、その旨を知事に報告する。 また、警戒レベル４ <u>(避難指示)</u> のほか、必要に応じて警戒レベル３ <u>(高齢者等避難)</u> や警戒レベル５ <u>(緊急安全確保)</u> を発令し、適切な避難誘導を実施する。その際、危険の切迫性に応じて伝達文の内容を工夫するなど、市民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。(以下略)	対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な <u>情報(主な収集先)</u>	<u>避難情報</u> の伝達	(略)	【発災のおそれがある場合】 <u>避難情報</u> 発令基準に基づく事象発生後速やかに	(略)	避難所(一次避難)の開設及び避難誘導	(略)	【発災直後】 <u>避難情報</u> 発表後速やかに	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	ガイドライン 改正に伴う変更
対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な <u>収集情報</u> (収集先)																																	
<u>警戒レベル(避難勧告等)</u> の伝達	(略)	【発災のおそれがある場合】 <u>避難勧告等</u> 発令基準に基づく事象発生後速やかに	(略)																																	
避難所(一次避難)の開設及び避難誘導	(略)	【発災直後】 <u>避難勧告等</u> 発表後速やかに	(略)																																	
(略)	(略)	(略)	(略)																																	
対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な <u>情報(主な収集先)</u>																																	
<u>避難情報</u> の伝達	(略)	【発災のおそれがある場合】 <u>避難情報</u> 発令基準に基づく事象発生後速やかに	(略)																																	
避難所(一次避難)の開設及び避難誘導	(略)	【発災直後】 <u>避難情報</u> 発表後速やかに	(略)																																	
(略)	(略)	(略)	(略)																																	
174 (174)	第４部 発災後の応急対策 第４章 緊急避難対策 第１節 避難の指示等及び避難場所・避難所の運営	<u>イ 警戒レベル３（避難準備・高齢者等避難開始）</u> 広く市民に対して<u>避難準備を呼びかけるとともに</u>、高齢者、障がい者等の要配慮者、特に避難行動要支援者に対して、<u>その避難行動支援対策と対応しつつ</u>、早めの段階で避難行動を開始することを求める<u>警戒レベル３（避難準備・高齢者等避難開始）を必要に応じて伝達する。（基本法第 56 条）</u> <u>ウ 避難の勧告等</u>にかかる市長不在時の対応 市長不在時においては、代理規定に基づき、<u>避難勧告等の発出</u>にかかる判断に遅れが生じることがないよう適切に対応する。 <u>エ 警戒レベル（避難勧告等）の内容</u> <u>警戒レベル（避難勧告等）</u>は、「<u>避難勧告等</u>に関するガイドライン（平成 3 1 年 3 月 内閣府）」に基づき、次の項目を伝達する。 <u>a</u> 警戒レベルととるべき行動 <u>b</u> <u>避難勧告等</u>の発令 <u>c</u> 災害が切迫（又は発生）している、状況・場所 <u>d</u> 市民のとるべき行動	<u>エ 避難情報の発令</u> 広く市民<u>並びにその他関係のある公私の団体に対して避難行動の開始又は準備を呼びかけ</u>、高齢者、障がい者等の要配慮者、特に避難行動要支援者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求める<u>とともに、指定避難所の受入体制を整えるべく配慮する。</u> <u>この際、夜間等に避難することがかえって危険な状況になることも考慮して発令の時期を決定する。</u> <u>イ 避難情報の発令</u>にかかる市長不在時の対応 市長不在時においては、代理規定に基づき、<u>避難情報の発令</u>にかかる判断に遅れが生じることがないよう適切に対応する。 <u>ウ 避難情報の内容</u> <u>避難情報</u>は、「<u>避難情報</u>に関するガイドライン（令和 3 年 5 月 内閣府）」に基づき、次の項目を伝達する。 <u>(ア)</u> 警戒レベルととるべき行動 <u>(イ)</u> <u>避難情報の種類</u> <u>(ウ)</u> 災害が切迫（又は発生）している、状況・場所 <u>(エ)</u> 市民のとるべき行動	ガイドライン 改正に伴う変更																																

ページ (旧)	章 節 項	現 行	修 正	理 由
174 (174)	第4部 発災後の応急対策 第4章 緊急避難対策 第1節 避難の指示等及び避難場所・避難所の運営	オ <u>警戒レベル（避難勧告等）</u> の解除 市長は、 <u>警戒レベル（避難勧告等）</u> の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努める。	オ <u>避難情報</u> の解除 市長は、 <u>避難情報</u> の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努める。	ガイドライン 改正に伴う変更
		(2) <u>警戒レベル（避難勧告等）</u> の市民への <u>伝達</u> ア 関係機関の連携体制の構築 <u>警戒レベル（避難勧告等）</u> を発令したときは、県及び関係防災機関に通知し、市民への <u>警戒レベル（避難勧告等）</u> の徹底を図るための協力 <u>態勢</u> を速やかに構築する。 イ 市民に対する伝達 a 市民への伝達方法 <u>警戒レベル（避難勧告等）</u> を発令したときは、関係防災機関と協力して以下の手段その他の実情に即した方法で、その周知徹底を図る。（以下略）	(2) <u>避難情報</u> の市民への <u>伝達方法</u> ア 関係機関の連携体制の構築 <u>避難情報</u> を発令したときは、県及び関係防災機関に通知し、市民への <u>避難情報</u> の徹底を図るための協力 <u>体制</u> を速やかに構築する。 イ 市民に対する伝達 (7) 市民への伝達方法 <u>避難情報</u> を発令したときは、関係防災機関と協力して以下の手段その他の実情に即した方法で、その周知徹底を図る。（以下略）	
176 (176)	第4部 発災後の応急対策 第4章 緊急避難対策 第1節 避難の指示等及び避難場所・避難所の運営 第3項 対策	■市が実施する対策 3 避難所（二次避難）の開設及び運営支援 (4) 避難所の運営及び管理の支援 ③ 避難者によっては、長期間にわたる避難所生活が肉体的・精神的に大きな負担となることから、避難者の自宅について、 <u>県と連携して被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定</u> を実施し、自宅の安全性が確認できた避難者に帰宅を促すとともに、自宅に戻れない避難者についても、縁故先への避難や応急仮設住宅、公営住宅、民間住宅等を斡旋する等の支援により移住を促し、避難所開設期間の短期化を図るよう努める。	■市が実施する対策 3 避難所（二次避難）の開設及び運営支援 (4) 避難所の運営及び管理の支援 ウ 避難者によっては、長期間にわたる避難所生活が肉体的・精神的に大きな負担となることから、避難者の自宅について、 <u>県と連携して被災宅地危険度判定</u> を実施し、自宅の安全性が確認できた避難者に帰宅を促すとともに、自宅に戻れない避難者についても、縁故先への避難や応急仮設住宅、公営住宅、民間住宅等を斡旋する等の支援により移住を促し、避難所開設期間の短期化を図るよう努める。	県意見を反映 （県土整備部 建築開発課）
		■その他の防災関係機関が実施する対策 1 避難の指示等 (1) 市町が指示できない場合の海上保安官の措置（海上保安庁） 「■市が実施する対策 1 <u>警戒レベル（避難勧告等）</u> の市民への伝達」（P173, 174） <u>に掲げる警戒レベル4（避難勧告又は避難指示（緊急）等）を市長が行うことができないとき</u> 又は市長から要求があったときは、海上保安庁は、自ら避難を指示することができる。（以下略）	■その他の防災関係機関が実施する対策 1 避難の指示等 (1) 市町が指示できない場合の海上保安官の措置（海上保安庁） 「■市が実施する対策 1 <u>避難情報</u> の市民への伝達」（P173, 174） <u>を市長が行うことができないとき</u> 又は市長から要求があったときは、海上保安庁は、自ら避難を指示することができる。（以下略）	ガイドライン 改正に伴う変更
		2 <u>警戒レベル（避難勧告等）</u> の市民への広報（報道機関） 市長からの要請に基づき、県災対本部から依頼を受けた報道機関は、当該地域の市民に警戒レベル <u>（避難勧告等）</u> を徹底すべく、放送時間・放送回数等を考慮して放送する。	2 <u>避難情報</u> の市民への広報（報道機関） 市長からの要請に基づき、県災対本部から依頼を受けた報道機関は、当該地域の市民に <u>避難情報</u> を徹底すべく、放送時間・放送回数等を考慮して放送する。	
		■地域・市民が実施する共助・自助の対策 1 適切な避難行動の判断 市から警戒レベル <u>（避難勧告等）</u> が発令された場合、もしくは居住等する地域に災害が発生するおそれが高まった場合などには、ハザードマップによる被害予測や過去の災害履歴等を踏まえ、自宅の2階等安全な場所に退避する、最寄りの避難場所等に避難するなど、各自の判断により安全を確保するために適切な避難行動をとる。	■地域・市民が実施する共助・自助の対策 1 適切な避難行動の判断 市から <u>避難情報</u> が発令された場合、もしくは居住等する地域に災害が発生するおそれが高まった場合などには、ハザードマップによる被害予測や過去の災害履歴等を踏まえ、自宅の2階等安全な場所に退避する、最寄りの避難場所等に避難するなど、各自の判断により安全を確保するために適切な避難行動をとる。	
177 (177)	第4部 発災後の応急対策 第4章 緊急避難対策 第1節 避難の指示等及び避難場所・避難所の運営 第3項 対策	3 避難行動要支援者の避難支援 洪水や高潮による浸水や、土砂災害等の可能性が認められる地域において、警戒レベル3 <u>（避難準備・高齢者等避難開始）以上等</u> が発表されるなどした場合、可能な範囲で避難行動要支援者の避難の支援に務める。（以下略）	3 避難行動要支援者の避難支援 洪水や高潮による浸水や、土砂災害等の可能性が認められる地域において、警戒レベル3 <u>（高齢者等避難）以上</u> が発表されるなどした場合、可能な範囲で避難行動要支援者の避難の支援に務める。（以下略）	県意見の反映 （ダイバーシティ 社会推進課） <u>感染症予防を具体的に記載</u>
		4 避難者の避難所運営の協力 ③ 避難所の運営に積極的に女性を参画させるとともに、男女のニーズ <u>の違い等男女双方の</u> 視点等に配慮する。（中略） <u>（追加）</u>	4 避難者の避難所運営の協力 (3) 避難所の運営に積極的に女性を参画させるとともに、男女のニーズ <u>等多様な</u> 視点等に配慮する。（中略） (6) <u>三密（密閉空間・密集場所・密接場面）を減らし、ソーシャルディスタンス、体調管理、ゾーニング等の感染症予防に配慮した避難所運営に努める。</u>	
178 (178)	第4部 発災後の応急対策 第4章 緊急避難対策	第2節 <u>避難行動要支援者</u> 対策	第2節 <u>要配慮者</u> 対策	県意見の反映
182 (181)	第4部 発災後の応急対策 第4章 緊急避難対策 第3節 学校・保育所等における児童・生徒等の避難対策	第3項 対策 ■学校・保育所等が実施する対策 2 児童・生徒等の避難対策 (1) 児童・生徒等の避難誘導 学校・保育所等は、 <u>避難情報（準備・勧告・指示）</u> の発令、学校・保育所等の被災等により学校・保育所等から退避する必要があるが生じた場合は、直ちに全教職員等で児童・生徒等を掌握し、状況を見て安全な場所に避難する。その際、あらかじめ指定された者が点呼用の名簿等の非常持ち出し品を携行する。（あらかじめ指定された者がいない場合は、代わりの者を指定し適切に対応させる。）	第3項 対策 ■学校・保育所等が実施する対策 2 児童・生徒等の避難対策 (1) 児童・生徒等の避難誘導 学校・保育所等は、 <u>避難情報</u> の発令、学校・保育所等の被災等により学校・保育所等から退避する必要がある生じた場合は、直ちに全教職員等で児童・生徒等を掌握し、状況を見て安全な場所に避難する。その際、あらかじめ指定された者が点呼用の名簿等の非常持ち出し品を携行する。（あらかじめ指定された者がいない場合は、代わりの者を指定し適切に対応させる。）	ガイドライン 改正に伴う変更

(旧)	章 節 項	現 行				修 正				理 由
185 (184)	第4部 発災後の応急対策 第5章 特定自然災害対策 第1節 局地的大雨・竜巻・雪害の対策 第2項 主要対策項目									気象庁HPの表記変更による (R3.2.24)
		対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な情報(主な収集先)	
		局地的大雨対策	総務部 建設部 農水商工部	【発災のおそれがある場合】 局地的大雨が発生した場合	・降水短時間予報、大雨注意報・警報、 降水ナウキャスト等 (津地方気象台)	局地的大雨対策	総務部 建設部 農水商工部	【発災のおそれがある場合】 局地的大雨が発生した場合	・今後の雨(降水短時間予報)、大雨注意報・警報、雨雲の動き、キキクル等 (津地方気象台)	
		雪害対策	総務部 建設部	【発災のおそれがある場合】 大雪警報が発表された場合	・雪に関する気象情報 (津地方気象台)	雪害対策	総務部 建設部	【発災のおそれがある場合】 大雪警報が発表された場合	・今後の雪(降雪短時間予報) (津地方気象台)	
185 (184)	第4部 発災後の応急対策 第5章 特定自然災害対策 第1節 局地的大雨・竜巻・雪害の対策 第3項 対策 ■市が実施する対策	1 局地的大雨対策 (3) 情報収集・伝達・共有（総務部） 災害の発生が予想される早い段階から、県や防災関係機関と情報を共有し、河川水位等の情報提供を受けて避難勧告等の発令時期の検討や河川施設の操作等、必要な防災対策を講じる。 また、気象庁が提供する「記録的短時間大雨情報」や「降水短時間予報」（1.5時間先までの雨の予想）、「高解像度降水ナウキャスト」（1時間先までの雨の予想）により、雨雲の状況等を随時確認して、これらの情報の庁内での共有を図る。				1 局地的大雨対策 (3) 情報収集・伝達・共有（総務部） 災害の発生が予想される早い段階から、県や防災関係機関と情報を共有し、河川水位等の情報提供を受けて避難情報の発令時期の検討や河川施設の操作等、必要な防災対策を講じる。 また、気象庁が提供する「記録的短時間大雨情報」、「雨雲の動き（高解像度降水ナウキャスト：1時間予想）」、「今後の雨（降水短時間予報）」や「キキクル（危険度分布）」により、雨雲の状況や土砂災害の危険度等を随時確認して、これらの情報の庁内での共有を図る。				ガイドライン 改正に伴う変更 気象庁HPの表記変更による (R3.2.24)
186 (185)	第4部 発災後の応急対策 第5章 特定自然災害対策 第1節 局地的大雨・竜巻・雪害の対策 第3項 対策 ■市が実施する対策	(4) 市民への注意喚起（総務部） 局地的大雨の場合、浸水しやすい場所に近づかない、むやみに外出しない等、市民一人ひとりの安全確保行動が重要となるため、「■市民・事業者等が実施する対策 1 局地的大雨対策」（P186）で記す内容とともに市民等へ周知するよう努める。				(4) 市民への注意喚起（総務部） 局地的大雨の場合、浸水しやすい場所に近づかない、むやみに外出しない等、市民一人ひとりの安全確保行動が重要となるため、必要に応じその都度、広報とば・市ホームページ・とばメール・防災行政無線等により市民等へ周知するよう努める。				記載項目引用を、周知の手段について記載するよう変更
		2 竜巻等突風対策 (1) 市民への注意喚起（総務部） 気象台が発表する竜巻注意情報を受信した場合は、竜巻発生確度ナウキャストで竜巻等の発生する可能性が高まっている領域や今後の変化を確認し、必要に応じて適切な方法で市民へその情報を伝達するとともに、「■市民・事業者等が実施する対策 2 竜巻等突風対策」（P186）で記す必要な内容を市民等へ周知するよう努める。				2 竜巻等突風対策 (1) 市民への注意喚起（総務部） 気象台が発表する竜巻注意情報を受信した場合は、竜巻発生確度ナウキャストで竜巻等の発生する可能性が高まっている領域や今後の変化を確認し、必要に応じて適宜、とばメール・防災行政無線等適切な方法で市民等へ情報を伝達する。				
		3 雪害対策 (1) 市民への注意喚起（総務部） 気象台から大雪警報等が発表されるなど、深刻な降雪被害が想定される場合は、適切な方法で市民へその情報を伝達し、注意を促すとともに、「■市民・事業者等が実施する対策 3 雪害対策」（P187）で記す内容を市民等へ周知するよう努める。				3 雪害対策 (1) 市民への注意喚起（総務部） 気象台から大雪警報等が発表されるなど、深刻な降雪被害が想定される場合は、必要に応じ、とばメール・防災行政無線等適切な方法で市民等へ情報を伝達する。				
187 (186)	第4部 発災後の応急対策 第5章 特定自然災害対策 第1節 局地的大雨・竜巻・雪害の対策 第3項 対策 ■市民・事業者が実施する対策	■市民・事業者等が実施する対策 局地的大雨や竜巻は、事前に発生場所や発生規模の予測をすることが難しく、避難勧告等の公助による支援が間に合わないことも想定されることから、本節では、市民や事業者が自助の対策により、自らの命を守る対策を講じることを重視している。				■市民・事業者等が実施する対策 局地的大雨や竜巻は、事前に発生場所や発生規模の予測をすることが難しく、公助による支援が間に合わないことも想定されることから、本節では、市民や事業者が自助の対策により、自らの命を守る対策を講じることを重視している。				ガイドライン 改正に伴う変更
		1 局地的大雨対策 (1) 局地的大雨に関する防災気象情報等の活用 市民・事業者等は、局地的大雨の予兆となる気象現象等（周囲が急に暗くなる、雷鳴・雷光が現れる、冷たい風が吹く、大粒の雨や「ひょう」が降る）を覚知した場合や、気象庁が発表する「気象レーダー」「解析雨量」「警報・注意報」「降水短時間予報」「高解像度降水ナウキャスト」などの防災気象情報により、局地的大雨が発生する可能性が高まっていることを認知した場合は、不要不急の外出を避け、川・崖・低地などの危険な場所に近づかないなどの予防措置を講ずるとともに、その危険性に鑑み、避難や避難準備等の自らの身を守る対策を講ずる。				1 局地的大雨対策 (1) 局地的大雨に関する防災気象情報等の活用 市民・事業者等は、局地的大雨の予兆となる気象現象等（周囲が急に暗くなる、雷鳴・雷光が現れる、冷たい風が吹く、大粒の雨や「ひょう」が降る）を覚知した場合や、気象庁が発表する「気象レーダー」「警報・注意報」「雨雲の動き（高解像度降水ナウキャスト）」「今後の雨（降水短時間予報）」や「キキクル（危険度分布）」「川の防災情報」などの防災気象情報により、局地的大雨による道路の冠水・河川のはん濫や土砂災害が発生する可能性が高まっていることを認知した場合は、不要不急の外出を避け、川・崖・低地などの危険な場所に近づかないなどの予防措置を講ずるとともに、その危険性に鑑み、避難や避難準備等の自らの身を守る対策を講ずる。				
188 (187)		3 雪害対策 (1) 局地的大雨に関する防災気象情報等の活用 市民・事業者等は、気象庁が発表する大雪注意報・警報や 24 時間降雪量 などにより大雪の危険性が高まっている場合は、不要不急の外出を避けるよう努める。また、車で外出する場合は、スタッドレスタイヤを装着又はタイヤチェーンを携行・装着する。				3 雪害対策 (1) 局地的大雨に関する防災気象情報等の活用 市民・事業者等は、気象庁が発表する大雪注意報・警報や「今後の雪（降雪短時間予報：6 時間予報）」などにより大雪の危険性が高まっている場合は、不要不急の外出を避けるよう努める。また、車で外出する場合は、スタッドレスタイヤを装着又はタイヤチェーンを携行・装着する。				
199 (199)	第5部 被災者支援・復旧対策 第2章 避難者支援等の活動 第3節 救援物資等の供給	第2項 主要対策項目				第2項 主要対策項目				災害義援品の調達はしないため
		対策（活動）項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（収集先）	対策（活動）項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な情報（主な収集先）	
		災害義援品（物資等）の調達	健康福祉部	（略）	（略）	災害義援品（物資等）の処置	健康福祉部	（略）	（略）	

(旧)	章 節 項		現	行	修	正	理 由																
200 (200)	第 5 部 第 2 章 第 3 節	被災者支援・復旧対策 避難者支援等の活動 救援物資等の供給	第 3 項 対策 ■市が実施する対策 2 必要物資等の支援要請 (2) 避難者に対する生活必需品等の供給の目安 <u>(追加)</u> 【生活必需品等供給計画】 ・避難者発生～24 時間以内：(略)、 <u>乳幼児用粉ミルク</u> 、(略) <u>仮設トイレ等</u> ・避難者発生 24 時間後～ ：(略)、その他（ビニールシート <u>等</u> ）など		第 3 項 対策 ■市が実施する対策 2 必要物資等の支援要請 (2) 避難者に対する生活必需品等の供給の目安 <u>※調達・配分の際は、各避難所からアレルギー対策等の要望についても配慮する。</u> 【生活必需品等供給計画】 ・避難者発生～24 時間以内：(略)、 <u>乳幼児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク</u> 、(略) <u>仮設・携帯トイレ、</u> <u>(※必要に応じて) 感染防止資機材（マスク、消毒液、簡易ベッド、間仕切り等）等</u> ・避難者発生 24 時間後～ ：(略)、その他（ビニールシート、 <u>ブルーシート等</u> ）など		県防災計画に 整合（P333）																
200 -201 (200- 201)	第 5 部 第 2 章 第 3 節	被災者支援・復旧対策 避難者支援等の活動 救援物資等の供給	3 災害義援品（物資等）の <u>調達</u> <u>(1) 実施機関の設置</u> <u>災害義援品の募集のため、実施機関を設置する。</u> <u>実施機関の設置にあたっては、県及び市、その他の関係機関が共同し、あるいは協力して行う。</u> <u>(2) 災害義援品の募集</u> <u>市内で大災害が発生した場合、実施機関を通じて、災害義援品を広く国民等を対象に募集する。</u> <u>県の募集した災害義援品については、被災状況等を十分考慮し、受け入れを希望するもの及び受け入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県対策本部に報告する。</u> <u>※ 災害義援品とは生活必需品等応急的に必要な物資等と異なり、生活再建のための物資等をいう。なお、個人からの義援品は原則として募集しない。</u> <u>(3) 災害義援品の受付</u> <u>災害義援品の受付に当たって、受払簿等を作成し、受付状況を記録する。</u> <u>(4) 災害義援品の振り分け</u> <u>物資等拠点に振り分けを委ねる。</u> <u>(「第 5 部 第 4 章 第 5 項 災害義援金等の受入・配分」(P231)を参照)</u>		3 災害義援品（物資等）の <u>処置</u> <u>(削除)</u> <u>(1) 災害義援品の受付</u> <u>災害義援品は国・地方公共団体又は企業等からのまとまった物資（混載等により仕分けが必要な物資を除く）のみ受入れ、個人からの義援品は受け付けない。</u> <u>(2) 災害義援品の配分</u> <u>災害義援品は物資拠点において、受払簿等を作成し、受付状況を把握し、各避難所へ配分する。</u> <u>(3) 災害義援品の処分</u> <u>個人等から送られた配分が困難な以下の物品等については、換金・リサイクル等により災害義援金として活用し、換金できないもの等は災害廃棄物として処分する。</u> <u>・使用済み（中古）衣類・毛布等</u> <u>・家電品</u> <u>・食品</u> <u>・各種品目が混載された荷物</u> <u>・直ちに避難所生活に必要なとは判断できない物品等</u>		災害義援品の 処置変更のため																
223 (223)	第 5 部 第 4 章 第 1 節 第 3 項	被災者支援・復旧対策 復旧に向けた対策 廃棄物対策活動 対策	■市が実施する対策 1 生活ごみ等処理 (2) 処理の方法 生活ごみの処理は、鳥羽志勢広域連合の <u>やまだエコセンター及び鳥羽市答志島清掃センター</u> において、焼却等により環境影響上支障のない方法で行う。		■市が実施する対策 1 生活ごみ等処理 (2) 処理の方法 生活ごみの処理は、鳥羽志勢広域連合の <u>やまだエコセンター</u> において、焼却等により環境影響上支障のない方法で行う。		H30.3.31 閉鎖																
225 (225)	第 5 部 第 4 章 第 2 節	被災者支援・復旧対策 復旧に向けた対策 住宅の保全・確保	第 2 項 主要対策項目 <table><tr><th>対策（活動）項目</th><th>主担当部</th><th>活動開始（準備）時期等</th><th>重要な<u>収集情報</u>（収集先）</th></tr><tr><td>被災宅地危険度判定<u>等</u></td><td>建設部</td><td>【発災後 3 日以内】速やかに</td><td>(略)</td></tr></table>		対策（活動）項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な <u>収集情報</u> （収集先）	被災宅地危険度判定 <u>等</u>	建設部	【発災後 3 日以内】速やかに	(略)	第 2 項 主要対策項目 <table><tr><th>対策（活動）項目</th><th>主担当部</th><th>活動開始（準備）時期等</th><th>重要な<u>情報</u>（<u>主な</u>収集先）</th></tr><tr><td>被災宅地危険度判定</td><td>建設部</td><td>【発災後 3 日以内】速やかに</td><td>(略)</td></tr></table>		対策（活動）項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な <u>情報</u> （ <u>主な</u> 収集先）	被災宅地危険度判定	建設部	【発災後 3 日以内】速やかに	(略)	県意見の反映 （県土整備部 建築開発課）
対策（活動）項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な <u>収集情報</u> （収集先）																				
被災宅地危険度判定 <u>等</u>	建設部	【発災後 3 日以内】速やかに	(略)																				
対策（活動）項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な <u>情報</u> （ <u>主な</u> 収集先）																				
被災宅地危険度判定	建設部	【発災後 3 日以内】速やかに	(略)																				
226 (226)			第 3 項 対策 ■市が実施する対策 2 被災宅地危険度判定 <u>等</u>		第 3 項 対策 ■市が実施する対策 2 被災宅地危険度判定																		
227 (227)	第 5 部 第 4 章 第 3 節	被災者支援・復旧対策 復旧に向けた対策 文教等対策	第 2 項 主要対策項目 <table><tr><th>対策（活動）項目</th><th>主担当部</th><th>活動開始（準備）時期等</th><th>重要な<u>収集情報</u>（収集先）</th></tr><tr><td><u>指定文化財</u>の保護</td><td>教育部</td><td>【発災後 3 日以内】</td><td>避難状況（管理者・所有者等）</td></tr></table>		対策（活動）項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な <u>収集情報</u> （収集先）	<u>指定文化財</u> の保護	教育部	【発災後 3 日以内】	避難状況（管理者・所有者等）	第 2 項 主要対策項目 <table><tr><th>対策（活動）項目</th><th>主担当部</th><th>活動開始（準備）時期等</th><th>重要な<u>情報</u>（<u>主な</u>収集先）</th></tr><tr><td><u>文化財・歴史的公文書等</u>の保護</td><td>教育部</td><td>【発災後 3 日以内】</td><td>避難状況（管理者・所有者等）</td></tr></table>		対策（活動）項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な <u>情報</u> （ <u>主な</u> 収集先）	<u>文化財・歴史的公文書等</u> の保護	教育部	【発災後 3 日以内】	避難状況（管理者・所有者等）	県防災計画に 整合(P383)
対策（活動）項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な <u>収集情報</u> （収集先）																				
<u>指定文化財</u> の保護	教育部	【発災後 3 日以内】	避難状況（管理者・所有者等）																				
対策（活動）項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な <u>情報</u> （ <u>主な</u> 収集先）																				
<u>文化財・歴史的公文書等</u> の保護	教育部	【発災後 3 日以内】	避難状況（管理者・所有者等）																				
229 (229)			7 <u>指定文化財</u> の保護 <u>① 被害報告：国・県指定等文化財</u> が被害を受けたときは、被害状況を調査した所有者、管理者及び管理団体等から被害状況を収集し、その結果を速やかに市教育委員会を通じて、県教育委員会に報告する。 <u>市指定文化財が被害を受けたときは、その所有者、管理者及び管理団体は被害状況を調査し、その結果を速やかに市教育委員会に報告する。</u> <u>② 応急対応：国・県・市指定等文化財</u> が被害を受けたときは、市教育委員会は県教育委員会の指示、指導をもとに、所有者、管理者及び管理団体に対して、 <u>被災文化財</u> の保存、応急措置並びに被害拡大防止等の措置について、必要な指示・助言を行う。		7 <u>文化財・歴史的公文書等</u> の保護 <u>(1) 被害報告</u> <u>文化財・歴史的公文書等</u> が被害を受けたときは、その所有者、管理者及び管理団体とともに被害状況を調査し、その結果を速やかに県災害対策本部（被災者支援部隊：教育対策班）に報告する。 <u>調査実施ができない状態の場合は、県災害対策本部に連絡の上、県との協議を行う。</u> <u>(2) 応急対応</u> <u>文化財・歴史的公文書等</u> が被害を受けたときは、市教育委員会は県教育委員会の指示・指導をもとに、所有者、管理者及び管理団体に対して、 <u>被災文化財・歴史的公文書等</u> の保存、応急措置並びに被害拡大防止等の措置について、必要な指示・助言を行う。		県意見の反映 （P386）																

ページ (旧)	章 節 項	現 行	修 正	理 由																
231 (231)	第 5 部 被災者支援・復旧対策 第 4 章 復旧に向けた対策 第 5 節 災害義援金等の受入・配 分	第 3 項 対策 ■市が実施する対策 2 災害義援金の募集 <u>(追加)</u>	第 3 項 対策 ■市が実施する対策 2 災害義援金の募集 <u>※災害義援品は国・地方公共団体又は企業等からのまとまった物資（混載等により仕分けが必要な物資を除く）のみ受入れ、個人からの義援品は受け付けない。</u> <u>細部は、第 5 部 第 2 章 第 3 節 第 3 項 「3 災害義援品（物資等）の処置」を参照</u>	災害義援品の 処置要領変更 による。																
252 (252)	第 6 部 事故等による災害対策 第 1 章 重大事故等対策 第 3 節 流出油事故等への対策	第 2 項 事故等発生時の主要対策項目 <table><tr><th>対策（活動）項目</th><th>主担当部</th><th>活動開始（準備）時期等</th><th>重要な<u>収集情報</u>（収集先）</th></tr><tr><td>市民に対する広報、<u>避難の勧告、指示</u>及び誘導</td><td>総務部</td><td>【発災後3時間以内】関係機関による調整後、速やかに</td><td>事故発生情報（事業者、海上保安庁、各関係機関）</td></tr></table>	対策（活動）項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な <u>収集情報</u> （収集先）	市民に対する広報、 <u>避難の勧告、指示</u> 及び誘導	総務部	【発災後3時間以内】関係機関による調整後、速やかに	事故発生情報（事業者、海上保安庁、各関係機関）	第 2 項 事故等発生時の主要対策項目 <table><tr><th>対策（活動）項目</th><th>主担当部</th><th>活動開始（準備）時期等</th><th>重要な<u>情報</u>（<u>主な</u>収集先）</th></tr><tr><td>市民に対する広報、<u>避難の指示</u>及び誘導</td><td>総務部</td><td>【発災後3時間以内】関係機関による調整後、速やかに</td><td>事故発生情報（事業者、海上保安庁、各関係機関）</td></tr></table>	対策（活動）項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な <u>情報</u> （ <u>主な</u> 収集先）	市民に対する広報、 <u>避難の指示</u> 及び誘導	総務部	【発災後3時間以内】関係機関による調整後、速やかに	事故発生情報（事業者、海上保安庁、各関係機関）	避難勧告と 混同しやすい ため修正
対策（活動）項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な <u>収集情報</u> （収集先）																	
市民に対する広報、 <u>避難の勧告、指示</u> 及び誘導	総務部	【発災後3時間以内】関係機関による調整後、速やかに	事故発生情報（事業者、海上保安庁、各関係機関）																	
対策（活動）項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な <u>情報</u> （ <u>主な</u> 収集先）																	
市民に対する広報、 <u>避難の指示</u> 及び誘導	総務部	【発災後3時間以内】関係機関による調整後、速やかに	事故発生情報（事業者、海上保安庁、各関係機関）																	
253 (253)	2 事故発生時の市の対策 (3) 市民に対する広報、 <u>避難の勧告、指示</u> 及び誘導 災害、事故の状況から必要と認めれば市民への広報、 <u>避難勧告、指示</u> 及び誘導を行う。	2 事故発生時の市の対策 (3) 市民に対する広報、 <u>避難の指示</u> 及び誘導 災害、事故の状況から必要と認めれば市民への広報、 <u>避難の指示</u> 及び誘導を行う。																		
256 (256)	第 6 部 事故等による災害対策 第 1 章 重大事故等対策 第 4 節 原子力災害対策 第 3 項 対策	■市が実施する対策 4 県外からの避難受入れ <u>県から県外からの避難者受入れ要請があった際には</u> 、市として受け入れ <u>可能場合</u> 、保有する施設を避難所として設置する。	■市が実施する対策 4 県外からの避難受入れ <u>県から県外からの避難者受入れ要請又は協定締結に基づく要請があった際には</u> 、市として受け入れ <u>可能な場合</u> 、保有する施設を避難所として設置する。	協定締結による。																

凡 例	記載要領	変更内容
	下 線	パプコメ開始時（1 月 4 日）の修正事項
	太字下線	パプコメ開始以降、一部修正事項
	塗りつぶし下線	パプコメ開始以降、新規追加事項